

ましたので、その補欠選挙を行いたいと存じますが、再び委員に選任された松岡松平君を理事に指名するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中村委員長 御異議なしと認めそのように決します。

○中村委員長 次に小委員会設置に関する件についてお諮りいたします。先刻の理事会において協議いたしました結果、医業類似行為に関する件について小委員会を設置し、本問題の調査を進めたいとの結論を得ましたので、小委員五名より成る医業類似行為に関する小委員会を設置いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中村委員長 御異議なしと認めそのように決します。

なお、小委員及び小委員長の選任に關しましては、委員長より指名するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中村委員長 御異議なしと認めそのように決します。

それでは

松岡 松平君 中川 俊思君
山下 春江君 長谷川 保君
受田 新吉君

の五君を小委員に指名いたし、小委員長には松岡松平君を指名いたします。

○中村委員長 次に失業保険法の一部を改正する法律案を議題とし質疑を続行いたします。中原健次君。

○中原委員 ます大臣に一応お尋ねしてみたいと思います。失業保険法の一部を改正する法律案の提案説明、非常にけつこうな文字が織り込まれて御

説明になっております。しかし、各改正事項を検討してみますと、根柢から割り切れないと申しますか、合点の参らない点が多々ありますので、一部はあえて大臣の答弁を求めるまでもなしに、局長から御答弁を願つてもいいと思ひますけれども、主体は一応大臣の御答弁を期待いたします。

まず最初に失業保険の予算の問題であります。改正された時、大体予算措置はどのような見通しを持っておいでになるのか、その点について伺ひたいと思ひます。

○西田国務大臣 お答えいたします。詳細な数字は、私たまだ記憶いたしておりませんが、この保険法が通過いたして実施されますと、二十九年度は若干赤字が出ておりますが、本年度では、その赤字を見ないで、三億程度の黒字が出るという予定をいたしてあります。それから明年度、いわゆる平年度におきましては、十二、三億程度の黒字が出る、こういうふうには記憶いたしております。詳細なことにについては、政府委員から御答弁申し上げます。

○中原委員 そういたしますと、三十九年度は三億、以後は十二億ないし十三億程度の黒字を見通してある、こういうことです。この黒字、赤字の議論は、する必要はないのですが、本来、今のわが日本の経済状態、あるいはそれに關連して雇用状態をながめてみますと、失業保険の情勢の進行の中に、むしろこれは赤字が出るの方が合理的に合うように私は思ふのです。というのは、赤字が出るほどに給付がどんどん上ってくるというふうな状態が実現は出ておるのではないか、そういうふう

に考えます。従つて、このような中で黒字をかせこうという考え方が、今のそういう情勢の中から考えて妥当なことかどうか、これを一つ伺ひたい。

○西田国務大臣 お答えいたします。私は失業保険で黒字を出さねばならぬという観点に立つては失業保険そのものを考へておりません。しかし、中原さんのおっしゃる通りに、失業保険は赤字が出るのが、保険の給付を受ける人間が多いからいいじゃないかという御意見に対しては、必ずしも賛成ではありません。なぜかと申しますと、失業保険というものは、臨時的な摩擦によつて起る一時の保険という意味の制度でありまして、失業保険を受け取る人が多いということは、結局はその国の経済状態そのものがノルマルでない、こういうことになりまして、實を申しますと、失業保険は受取人が少なくなつて、みな所得を得るを得られ、そして保険料率でも下げていけるような格好に、結果としてはなれることが一番望ましい、こういうふうなことを考へております。従つて、摩擦が起きて一時的に失業になつたものを、一年間で百八十日、九十日、あるいは二百十日あるいは二百七十日という段差を設けて保険給付をすることによつて、その職につくまで生活の不安を解消したい、こういう意味合いが失業保険の目的であらう、このように考へております。

○中原委員 摩擦的な、臨時的な、一時的な現象として失業が起る、従つてそういう失業対策がとられておる、大体そういう御見解であると思ふのであります。しかし、今日の失業状態の実際をよく見ますと、これは單純に摩擦

的な現象として扱ひ切れるものかどうか、いわば一種の慢性的な状態が出ておる状態でありまして、やはり暫定的な、臨時的な措置としての考え方では、今日の失業対策、ことに失業保険の制度が取り扱われて妥当なのかどうか、ここに一つ問題があるのじゃないか。つまり、失業の様相は、慢性的様相だと私は考へる。ここにもう少し腰を入れた、従つて摩擦的とか、臨時的とか、暫定的というふうな考え方ではなくて、対策が立てらるべきものではないか、こう思ふのですが、これはどうお考へですか。

○西田国務大臣 失業保険で、長期に労働者諸君の生活の不安を解消するといふ考へ方は、保険の趣旨の中に、私は含まれておらぬと思ひます。従つて、失業者がふえてきてどうしようという問題に對しましては、失業対策事業といふものを興して、そこでやはり生産的、建設的な、言いかえれば、働きながら生活が維持していけるという方向に、政府としては力を入れべきであつて、どこまでも失業保険といふものは、暫定的なものであり、摩擦的な原因による失業者の一時的な生活の不安を解消する目的のために作られておるものだ、従つて失業保険の運営はそういう意味において當然運営するべきである、かように私は考へております。

○中原委員 その見解のことは、議論になりますから、一応控えるといいたします。しかし、そうであるとする、今、赤字の問題が急に非常に問題になつておるわけですが、二十九年度の赤字が十億と聞かされ、あるいは八億と聞かされるのですが、どちらがほんとうですか。

○江下政府委員 十億でございます。○中原委員 そのことについて、いわば摩擦的な一つの措置として取り上げていくのが本體である、従つてこれはあくまで暫定的なものであるといふように御説明のようであります。そうであるとするれば、その見解から、この赤字は、もちろん大へんだと思ひますが、しかしながら、赤字のもう一つ前に問題がありはしませんか。つまり、年々積み立てられておる保険料金があるといふことであります。いろいろな文書にも載つておるのです。そうすると、これは財産があるといふことになるのです。失業保険財政の中には財産がある、積立金がある。これはどういふことになりますか。これに對するお考へは……。

○江下政府委員 仰せの通り、失業保険は従来黒字でございまして、徴収いたしました保険料を積み立ていたしたのが、現在約二百五十億でございます。ところが、御承知の通り、失業保険法に規定されております通り、この積み立てにつきましては、一定の義務額がございまして、これは大体その月の給付総額の六倍、三十億といたしますと、百八十億積み立てをいたさなければならぬ、こういうことになつております。実はこの十億の赤字も、積立金からおろしたのでございまして、今後におきましても、こういう問題が起りました場合は、もちろん積立金という問題も考へられますけれども、今申し上げました趣旨から申し上げますと、積立金が非常に多いといふことでもないと思ひます。

○中原委員 ちよつとこれは脱線ぎみの質問になるかもしれませんが、その

二百五十億あるいは二百六十億と見込まれておる、事実現在積立金があると思ひますが、その金は何に使われておるのですか。

○江下政府委員 これは法律の規定によりまして預金部資金に納められ、預金部の資金の運用といたしまして、これが各方面に出ておる、こういうことでございます。

○中屋委員 そこで、私はちよつと議論が出てくるのです。労働者から集めた金が預金部資金に回されて、しかも、その金があるいは労働者あるいは貧農たちの必要としておる資金要求にこたえることが、最近非常に困難のようです。そうすると、その金は運用部資金の中から、一体どこへ出ているのか、こういう議論が出てくる。何だか労働者のそういう零細な金をかき集めて蓄積された資金が、特定の大企業、大産業の資金に流用されておる、こういうことも言えるわけですが、今の預金部資金としてそういうように出ておるとすれば、ここに私は一つ、蓄積された失業保険金の使い方としては非常に妥当性を欠く、こういう議論が当然出ると思ひますが、これはどうでしよう。

○西田国務大臣 お答えいたします。私はこの預金部資金が――預金部資金の中で失業保険の積立金、労災保険の積立金あるいは簡保の積立金等々たくさんありますが、それが財政投融資として、原資として日本の経済のために政府から投融資されておる。それは必ずしもどの資金をどの方面に流すというところでなくて、預金部資金そのものを総括的に何千億、何千億というものを一応見積りまして、そしてそのうちからいろいろな方面に資金が流

されておる。言いかえしますならば、今中原さんの言われたような面にも行つておるかも知れません。しかしながら、そうでない方面、たとえば中小企業金融公庫とか、あるいは労働金庫に対する間接の預託であるとか、あるいは国民金融公庫に対する政府出資というふうなことで、必ずしも大財閥と申しますか、大資本と申しますか、そういう方面にだけ失業保険や労災保険の積立金が流れておるといふことは、いえないと思ひますけれども、本来として、失業保険とかあるいは労災保険等、労働者のふところから出た金によつて蓄積された資金は、原則的には、やはり中原さんのおっしゃる通りに、労働者の福祉の増進のために使われることが適切であらうと私は考えております。

○中屋委員 もちろんその金の内容の一つになつておる預金部資金であります。そつくりそのまゝ全額特定の独占資本の方へ回つておるとかなんとかいふふうには考えません。けれども、その回つておる率から、あるいはその構成してある部分について、その金の利用の對象が、むしろ片寄つていはいないかといふところから考えると、やはりこれは問題になると思ひます。しかし、その議論はいいでしやう、ここでこれ以上議論する必要はないと思ひますが、私はあくまでこの点について異存があるといふことを、最初に申し上げておきます。

なお、その積立金の利子の問題、利息は、一体一年間幾らですか。

○江下政府委員 昭和二十九年年度におきまして、積立金からの利子収入は十二億でございます。これは私どもといた

しましては、最初に事実を申し上げますが、この十二億のうち五億五千万円――実はここにはなほだ恐縮でございますが、訂正させていただきます。一昨日五億五千万円と申しましたが、五億五千万円でありまして、これは失業の予防という見地から当然還元すべきであるといふことで、総合職業補導所と日雇い労働者の宿泊施設の建設、運営の費用に充てられる。残りの七億は政府の失業保険事業を運営いたしますための行政事務費に充てます。

○中屋委員 ただいまのお話で、これはあとで実はお尋ねしようと思つたのですが、関連してききましたからお尋ねいたします。今度の改正案の第三章の二の第二十七条の二の福祉施設の項ですが、これによりまして「前項の施設は、被保険者及び被保険者であつた者の利用に支障がなく、かつ、その利益を害さない場合に限り、これらの者以外の者に利用させることができる。」といふ条項がありますね。もちろん、このことに異存を申すのじやないのです。しかしながら、この福祉施設は、従つて必ずしも失業保険の對象の人々にだけ極限された施設でもないことになるのじやないかと思ひます。多分今の御説明は、これにもつながるのじやないかと思ひます。この福祉施設は、むしろ失業保険の積立金利息をもつてだけこれに充てなければならぬといふ考え方は、果して妥当なのかどうか、むしろ一般会計から何らかの協力措置を講ずべきことではないのか、このように思ひますが、これについていかがでしやう。

○江下政府委員 二十七条の二で、新たに失業保険の福祉施設に関する規定を置いたのでありますが、一昨日申しましたように、失業保険施設を置き得るという根拠は、現在の失業保険特別会計法の三条に「保険施設費」といふ言葉が出ております。それによつて置いたものであります。その経費といつてしまつては、今申し上げましたように、保険料の積立金の運用収入の一部をさいてこれを行なつたわけでありまして、先生も御承知の通り、失業保険法の規定の中に、政府は失業保険事業のために保険料を徴収するといふ規定がございます。失業保険事業といふのは、私どもの考えでは、今申し上げました失業保険の福祉施設といふのも、失業保険事業の一環であるといふ考え方で、これは理論的な問題になりませんが、本来なら保険料算定の基礎として差しつかえないものであると思ひますが、それが、しかしながら、現実には保険料の積立金というものが相当でございます。そこで、今相当保険料もあるのでございますので、保険料で云々といふことよりは、現在積み立てました保険料の運用収入でこれを充てていく、こういう考え方が適當ではないかと考えまして、現在さうに措置いたしておるのでございます。福祉施設と申しますのは、結局失業保険経済の一つのワケ内の問題です。

○中屋委員 一歩譲るといたしまして、しかし、今日のような不況と失業者のおそるべき増大を予想せられてる段階において、当然社会保障政策の各般にわたつての段取りを進められなければならぬと思ひます。そうならつてみると、百歩譲つて考えまして、ひつたり預金部資金の運用の中から、つまり失業保険金の中から生ずる利子を對象としてだけ、この福祉施設を行つたといふことが、どのような基礎の上に立つていたにいたしまして、そういう今日の段階の特殊性から考えて、やはり妥当性を欠くのではないかと、これはどのような場合にも、一般会計が協力する建前にはあるわけでありませんが、やはり一般会計からの配分でこれに協力させるという建前をとることは、必ずしも間違ひではないと思ひます。ことに去年の結果として赤字が出たことに驚いて、しかも今後の見通しとしてのまだまだ大量の失業者を造出するであらうといふ予想があるいは今日までつてきた経済諸政策の中から起つてきた不可避的な一つの不況、そういうものから考えれば、まず、失業保険財政に赤字が出るということは、必ずしも驚くに値せぬと思ひますが、それだけにあつて、その赤字にすぐ対策を立てる、しかもその対策が一体どこに向くのか、これからお尋ねしなければわかりませんけれども、それがどこにしろ寄せが向くのかといふことを考えて関連させてみま

す、どうも利子の使い方をものと慎重に考える必要があるのではないかと、いふふうに思ひからお尋ねするわけですが、いかがですか。

○中屋委員 一歩譲るといたしまして、しかし、今日のような不況と失業者のおそるべき増大を予想せられてる段階において、当然社会保障政策の各般にわたつての段取りを進められなければならぬと思ひます。そうならつてみると、百歩譲つて考えまして、ひつたり預金部資金の運用の中から、つまり失業保険金の中から生ずる利子を對象としてだけ、この福祉施設を行つたといふことが、どのような基礎の上に立つていたにいたしまして、そういう今日の段階の特殊性から考えて、やはり妥当性を欠くのではないかと、これはどのような場合にも、一般会計が協力する建前にはあるわけでありませんが、やはり一般会計からの配分でこれに協力させるという建前をとることは、必ずしも間違ひではないと思ひます。ことに去年の結果として赤字が出たことに驚いて、しかも今後の見通しとしてのまだまだ大量の失業者を造出するであらうといふ予想があるいは今日までつてきた経済諸政策の中から起つてきた不可避的な一つの不況、そういうものから考えれば、まず、失業保険財政に赤字が出るということは、必ずしも驚くに値せぬと思ひますが、それだけにあつて、その赤字にすぐ対策を立てる、しかもその対策が一体どこに向くのか、これからお尋ねしなければわかりませんけれども、それがどこにしろ寄せが向くのかといふことを考えて関連させてみま

す、どうも利子の使い方をものと慎重に考える必要があるのではないかと、いふふうに思ひからお尋ねするわけですが、いかがですか。

○江下政府委員 仰せごもつともな点がある。私は考えております。そこで、失業保険の運用収入を、私どもとしましては、全部こういう失業保険の福祉施設に充てるべきではないか、七億というものを行政事務費に充てているのはいかなるものか、行政事務費は、先生おっしゃる通り、一般会計が負担すべきものである。こういう積立金から負担させることは適当でないということ、私どもは例年大蔵省と折衝しております。そこで、実は福祉施設でございますが、先ほど申しました十二億のうち、今年は五億五千万円でござい。昨年三億八千万円でござい。その前の年はもっと少い。逐年実は私どもとしましては、この運用収入をできるだけ還元するという考え方でやっております。来年度におきましては、先生も今お話しになりましたように、線、われわれとしては、極力これが労働者の福利に還元されるように、全力を尽して折衝をいたしたいというふうに考えております。

○中原委員 来年から極力その方向に努力するというお話でございますが、それは期待いたします。しかしながら、本年度たちまちこの一部改正に関する法律案の中に盛り込まれているような措置が行われなければならぬというときに、やはり端境期の問題として、もっと労働省当局の腹をきめていただかなければならぬときじゃないかと思う。ことに、せつかくヒューマンズの立場に立つてすべての施策を考え、あるいはいろいろな御議論をなさっておいでになる西田労働大臣は、こういう場合にこそ、一つ大臣の持ち前のいいところをここで具体化する、実

際の上に見てみせる必要があったのではないかと。私どもがかねて予備知識として概念を持っておりました西田さんなら、こんなことを、仕方がないというのでのまれるとは思わないのです。だから、どうも私は釈然としないという感じがするわけです。人によつては、まあこの程度なら、それくらいのことではあるだろうというところはあります。それから、疑問を持ちません。期待を持つだけ失望が大きいし、従つてどうも私の頭が解けないのです。この法律案を審議するに当りまして、どうも何だか先に先にじやまになるものが先行して、どうもはつきりつかみがたいのです。西田労働大臣がこのことを御承認になった御見解を、御説明願いたい。

○西田労働大臣 答えいたします。私が失業保険の問題に取り組みました第一の原因は、失業保険の悪用というところは言葉が悪いかわかりませんが、失業保険の給付を受ける人たちの中に適当でない、これを乱用されているような受給者があるということ、それから短期労働者の問題ですが、六カ月間働いたことによつて六カ月間給付を受けるというふうな、失業保険の本旨にだいぶ遠ざかった給付をやつてい。これを私は、労働省に行きますと、すぐ失業保険の問題を取り上げますときに、事務当局に非常な文句を言いました。なぜこういう短期労働者にこんな給付をしているのかと言つたら、法律上には根拠はないが、自然にそりなつてしまつたのだという、きわめてルーズな話がありましたので、これは何とか改正しなければならぬというところが一つの趣旨です。

もう一つは、実は今中原君の言われた積立金の利用活用の問題、これは実を言いますと、労働者の住宅の建設資金等に積立金を充たせたいというところ、大蔵省と折衝をさせましたけれども、実は住宅の融資となりますと長期のものになります。積立金そのものを、そういう長期にわたる方面に融資することによつて、失業保険の運営に非常な支障を来たすというふうなことになる。でもよろしくないという大蔵省の見解がありましたので、実はその問題はその程度にしたのであります。ただ、保険金の積立金運用による収入、言いかえれば利子収入、こういうものを一般歳入として大蔵省が計上していることはまことにけしからぬ、全部これを出してしまつて労働者の福利施設のために使つていくべきであるというところ、強硬に主張いたしました。結局一億数千万円の増額に三年度予算ではとどまつております。しかし、これは継続的に、私は何年かかつても、少くとも失業保険あるいは労災保険等の積立金の運用による収入は、全部やはり労働者の福利施設のために使わなければならない、これを一般歳入なんか振り向けるべきでないというところを強く考へております。私が労働大臣をいつやめましても、あとまで労働省に残つております役人さんたちに、必ず大蔵省との折衝をさせて、私が考へております程度のことは、ぜひ実行いたしたいと考へております。大へん中原さんは私を期待しておつたのが、どうも期待を裏切られたというふうなお話がありましたけれども、実に政治というものはむずかしいものでして、それが理屈通りに行きますとさつぱりする

のですが、さつぱりしないところに日本の政治の悩みの根源がある、私はかように解釈いたして、努力は一生懸命にいたします。

○中原委員 現実の矛盾した経済機構の中で、矛盾した政治を立てていくのしとしまして、しかしこの次の機会といふのは、通常国会の場合だと思いますけれども、もちろんそれまでには続けられておるのを期待しております。けれども、一国の大臣は、政治情勢の変化はどういうことがあるかもしれませんけれども、やはりその場でその玉を離してはならぬということがいえるのではないかと。だから、この失業保険法の一部改正のただいまの御説明のうちに、短期労働者の中に不当な受給者もある、あるいはまた六カ月働いて六カ月の給付を受けることは不合理だ、いわばいろいろな不満な議論も出ておつた中で、やむを得ずこういう措置を講じたということでございます。しかし、これは、実はまだまだ問題が發展しなければならぬことがあ。と思つております。この集約をいたすためには、相当あると思つております。といふことは、今の失業者がなぜ出たかといふ、失業を出した経済的な根拠で、これはやはりせんざくしなければならぬ。そうすると、そういう政策を立てた政府担当当局の政治的責任といふものは当然ある。失業者といふものは、その失業がそれ自身の責任だとは思ふ。もちろん皆無とは申しません、何分かの個人努力は要りますけれども、それは全部じゃない、むしろ失業者を造出するための根拠は政治にあると思つて。これは政治的責

任、国家の責任、こういうことにつながつておりますだけに、失業対策を考へる場合の考へ方は、腹の置きどころをそこに持つていたかないと、妥当な政策は実際には出ぬのではないかと私は思つて。このことについて、議論は控えます。とにかく、私はそう思います。大臣もおそらく御否定に。ならないと思つて。そこで問題は、先日この委員会、他の同僚委員から御指摘になつて、何かしらんと調査しましたら、五月二日付の官報付録にありまして、いろいろ出ております。別に目新しいものでもない。潜在失業が六百万人、明瞭に書いてありましたが、むしろこの六百万人というのは、私どもからいへば――私どもの言葉で、官僚統計、官僚統計という言葉をいつも使いますが、数字にいわゆる政治的な含みがある。これはせんざくしますと、六百万や七百万では、この問題に対する答えとしての数字ではないと思つて。といふことは、俗にいわれております潜在失業の予想数は、一千万をこえておるといふ実態が出る。これは私が申し上げなくても、労働省当局は、それくらいのことには知つていらつしやるはず。従つて六百万を驚くには値しないという現状です。そうなつて参りますと、潜在、現在、完全失業、いろいろなものを予想する場合に、これは減るというお見込みをお持ちでしようか、それとも、まだそうはいかないといふことでしょうか、立案者のお立場から、このことに対してはどういうお見通しを持たれますか。

○西田労働大臣 答えいたします。中原さんのおっしゃるの、潜在失業

者が減るかふえるかということではなくて、完全失業者が減るかふえるかという……。

○中野委員 関連があるのですから……。

○西田国務大臣 それでは総括してお答えいたします。経費で立てております六カ年計画によりまして、最終年度における国民の総所得が相当に増加することによって、潜在失業者と今いわれておる人々は減少するであろうということが一応予測されます。これを具体的に個々の産業による計数を出せといわれまして、これはちょっと今ここのお答えはできませんし、私自身、概念的にも、日本の潜在失業者というものの基準をどこに置いて、どう判定するかという点に對して、まだ結論を得ておりません。これは、アメリカとかイギリスとかいうような、その国の八割から九割以上も雇用関係が成立しておるというところでは、比較的つかみやすいと思います。従って英米なんかでは、完全失業者は労働力人口の三割ぐらゐまではあつても差しつかえないのだ——差しつかえないという言葉は悪いかもしれませんが、経済的に見た場合は、それはあるのが当然だといふような見解を持つておる人もあるやうでございますが、日本でもしやういふことを考えましたならば、これは大へんなことです。狭い国土に大ぜいの人間がおるから、失業者が当然あると思ひますけれども、今われわれがつかんでおります完全失業者は、四月では七十万程度を完全失業者と呼んでおられますが、これは日本の労働人口から申しますと、イギリスあたりで考えておるパーセントからは、はるかに低い

パーセントである。英国などから見ますと、日本では少くとも二百万以上の完全失業者があつてもいいのではないかと、この結論になるわけですが、産業構造が非常に違ひまして、雇用関係に置かれておる労働者は日本では非常に少いために、なかなかその判定は苦しいやうでございます。私自身としても、潜在失業者が日本に今実際幾らおるかという問題になりますと、的確なお答えはいたしかねます。従つて、労働行政の面におきましては、一応完全失業者の形において出た失業者を対象として、この連中に職を与える機会、生活に不安を感じしめないような方法をとつていきたい、これが今のところ労働行政の面では精一ぱい、こういうふうに私は考えております。

○中村委員長 中野さんに御相談ですが、岡本隆一さんも労働大臣に質問したいと言つておられますから、どうぞそのおつもりでお願いいたします。

○中野委員 完全失業者の問題についても、あるいは潜在失業者の問題につきましても、これは無関係でないのです。実は非常に組み合わせたいものです。ことに、もう一つ問題になりますのは、完全失業統計の算出の基礎といふことです。これは私には大分議論があるのです。とにかく、ちよつとでも仕事に手を出したら、もう完全失業者じゃないのです。そうしますと、実は三十日の間まるまる何にもしないでおるといふ状態は、なかなか許されないので、気が持たない、それはとうてい、いかに許されないし、経済的にもとうてい、失業者ではないと思ひます。かりに、失業保険の給付を受けておるにいたしましても、現在の給付額で、そんなに安閑

と生きておられるかという、生きておられませんか。やはり何のかんのと、何らかの形で不安定な仕事に取りつくと、いふ状態はあるのです。けれども、それは決して就業しておるといふ言葉では呼べないのがほんとうです。ですから、失業問題を考えられる場合に、そういう統計は、政策を立てる側からいへば、非常に都合のよい基礎に立つておられますけれども、それだけで、機械的に失業状態を把握するわけにはいきませんし、従つて対策を立てることも適當でないと思ひます。そうなるに参りますと、そういういろいろな考え方の中から、今日の失業実態をつかむために、いろいろ努力されておると思ひますが、失業実態をつかむことは、なかなかむずかしいと思ひます。けれども、そういう意味で、大まかのワキは出ておると思ひます。その大まかのワキが、それならこれから漸減するといふ経費当局の見解ということに承わりました。が、どうも実は、そうなりません。政府の考え方にも、さういふ疑問が出てくるのです。果してそうなんだから、たとえば、先日たしか大臣のお言葉にあったと思ひますし、今ではわれわれの常識でもさうなつておりますが、炭鉱合理化法案の問題に関連して、すでにそれだけ考えても、二万七千でしたかの失業者が大体予想される。これは政府の方でさう思つておる。実態はもっとひどいかもしれません。次から次へ起つてくるいろいろな合理化政策の中から、今後、やはり相当失業状態はかさんでくる、決して漸減どころではないと思ひます。これは、今議論する必要はないので、もうすくすく実態が出てくると思ひます。な

るほど、三月と四月の比較をいたしますれば、十四万減つたといふことになつておりますけれども、これも御存じの通りで、職を求めようとする意欲を放棄して、さうして借金で困つておる家庭で、いろいろな苦勞して学校にやるとか、いろいろな方向転換した者も加つた数の減少だと思ひます。従つて、七十万になつたからといつて、なるほど確かに十四万減つたぞという結論にはならぬと思ひます。やはり失業しておる実態、あるいはやむを得ず就業しようとする意欲、希望をやめたといふところ、大きな悲劇があると思ひます。考へるのです。ちよつと政治全般から考へると、こういう実態に對しても、相當深い配慮が當然なくちやならないと考へるのです。さうなつて参りますと、だんだんさういふ完全な失業の状態も減るであらうし、あるいは完全という計数で報告されておるいろいろな多数の中に、まだまだ実は一種の失業対策を必要とする対象がたゞさあるといふこと、この大體の見通しをお持ちになつておるに違ひないと思ひます。これについては、いかがでございますか。

○西田国務大臣 私といたしましては、日本の完全失業者といふものが、今の統計面に現れておる七十万といふ数字で、間違いないといふふうには考へております。職安関係におきまして、四月に職を求めに来た者が、少くとも百四十万をこしておるといふ実態。しかし、そのうち七十万を完全失業者と見、残余の者を、完全失業者以外の潜在失業者のうちに入るかもわかりませんが、さういふふうな意味合いのけておるということに、何も理論的な基礎もなければ、実態調査の結果も現れておりません。従つて、きわめて広い範囲に解釈しますと、職を求めに職安に来た百四十万といふものは、一応完全失業者と見るべきだとして、労働省としましては、この完全失業者七十万、職を求めた者百四十万一千、あとの残余の者に對しましては、少くともそれが失業者であるかといふかといふ動向調査をやらなくてはいかぬと考へておりますけれども、中野さんも御承知のように、現在の人員で今までの考え方、やり方では、これをつかむことすらもできないでいるというのが、労働行政の面における実情でございます。従ひまして、さつきから言われております潜在失業者の問題に至つては、もう、なおさらどうにも今のところ手のつけようがない、調査の方法もない。しかし、それをいふからといって、うっちゃつておくといふことは考へておりません。社会政策的な政策がどんどん実行されていきますと、減るのではなくて、かえつて失業者の状態がはつきりつかまえる、あるいはさういふ意味において失業者が増加するといふ中野さんの御意見のやうな結果が生まれてくるかも知れないと考へております。しかし、少くとも現在の日本の経済実態そのものを基盤にして将来の構想を立て、計画を作りまして、さうして事業規模の拡大がはかられ、生産が増強され、国民の総所得が増加していけば、少くとも現在の生活状態を基盤にしますならば、失業者はだんだん減つていくであらうといふ一応の推定をせざるを得ないわけでございます。詳しいことははつきり労働大臣の意見として挙証して述べろと

おっしゃられても、現在では、私にはその力も資料もありませんので、一つこの程度で御了承願います。

○中康委員 物事に重大でない問題はないといえないのでありますが、しかし、これは非常に重大だと私は思います。政府の政策は、とにかく一つの安定した政権の上に、それぞれよくおるといふことでなくちやならぬ。ところが、最近の実際の動きを見ますと、政府の出してくる施策のことごとくがと言つても言い過ぎではないほどに、どれもそれに失業を伴う。これは実に妙なことです。どうもそこに失業が伴つてくる。産業の合理化、経営の合理化と言へば、一応言葉は非常にりっぱに聞えます。しかし合理化とは何ぞやと追及してみると、やはり労働を強化する性格が伴つてくるし、人員を削減する性格が伴つてくるし、働く者の側から考えると、この合理化という言葉は、実は首を絞める言葉になると思ひます。ですから、日本の今の労働者の常識から考えましたら、合理化政策など聞いたときに、だれだつておそろく安心しません。目をさらのようにして、その政策の動きを監視いたしておきます。それはどこに目のかたきにしなければならぬほどの矛盾をはらんだものが、今日の段階では合理化なんです。ところが、これから起つてくるものは、いろいろな政策を見ますと、どうもその合理化の線にずっと乗つていくように思えるわけです。従つて、そこにいわゆる現実の段階における経済の矛盾があるのだと思ひます。これはやむにやまれない一つの矛盾であります。しかし、その矛盾をどのようにして調和し、どのようにして

乗り切るかというものが、政治だろうと思ひます。その政治の衝に当られる、特に労働者の政策を背負つて立つ労働省の当局におかれては、その点については、やはり私どもの見解のような立場に勇敢に立つといふことの方がほんとうなのであります。それが閣議でどういふ論争で火花が散らうとも、その主唱者がなければ、将来この矛盾段階をとかくがまんのできる程度に乗り切れることはむずかしい。従つて、自己破産に陥るといふふうに私は思うのであります。みずからの破産を招くことになる。従つて、どうもそういう政策で進みつつあるのじやないかという感じがする。執拗にお尋ねしておるわけでありませう。どうも仕方がない、おれの立場としてはそうはいかないといつて済むかどうか、労働大臣のセクシヨンというものはそこに問題がある。そこに今日のいろいろな抵抗のものと、労働省はやはり強い抵抗を示していき、いわば戦いの場であると思ひます。それが期待できなければ、労働省は無用です。これは極端な言い方をしますけれども、そのようにさえ私は思つております。

大臣も時間が何で、あとに質問者もあるやうでありますから、大臣に対する質問はこれで終りまして、引き続き大臣の質疑の終つた後、局長その他にお尋ねしたいと思ひます。

○西田国務大臣 お答えいたします。今中原さんのおっしゃつたことは、非常に重大な問題だと考えております。私は、概念的に申しますと、人間が一つの社会を多数で作つておる。そうすれば、作つておる一定の土地、言いかえすれば立地条件というもののに対し

て、少くとも個々の能率には差があるにせよ、一定の、能率点という言葉を使つておりますが、能率点の労働というものは当然やらなくちやいかぬ。合理化といふことが、能率点以上に労働を強制するといふことであるならば、私は中原さんのおっしゃることは、そのまま認容できると思ふのであります。が、私は決して、必ずしもそうであるとは考えておりません。従つて、戦争に負けまして以来の日本のいろいろな経済基盤のもとにおいて、四つの島國に九千万人に近い人間が生きていかなければならぬといふほどの立地条件のもとにおいて、果して日本の労働者がどの程度働けばよいかといふことの一応の基盤が、現在はまだ作られていないと思ひます。なぜそういう能率点といふものが重大であるかと申しますと、生産を行ふことによつて、この能率点にも到達し得ない多くの人たち、言いかえしますならば、われわれの兄弟、妻子女あるいは老年者といふ人たちに對して、同じ国内に住んで、そこで生活をさせていかなければならぬといふ責任を、私たちは社会人として負つておる。ただ自分の働く量そのものが、能率点と言ふのは問題があるでしようが、かりに一〇〇働かねばならぬ、これが健康な労働者の能率点であると仮定しました場合に、過去においては八〇しか働いてなかつた。それを今と言葉で申しますと、合理化といふことによつて能率点たる一〇〇働いてもらおうといふ場合に、それは二〇の労働強化であるといふ考え方を持たれることは、私は必ずしも妥当ではない、少くともそれは一〇〇働くことによつて、どうしても八〇も働かない、

六〇しか働かない人たちの生活の保障を、國民全体がこれをバック・アップしていきといふ考え方がよいのじやないか。議論をするのではありませうが、能率点の問題に對してさう考へております。従つて、現在行なつております石炭の合理化のごとき、これは能率点を越えた労働強化といふことを目的としていないことだけは、一つ御了承願ひたいと思ひます。それは個々の業態で違ふと思ひますが、私、炭鉱を経営しております。私の経営しておる炭鉱は、三井、三菱、麻生、このまんな中で、立地条件はほとんど全部一緒です。そこで企業をしておりますが、私の炭鉱の生産能率は、ちつとも無理しないでも、十六トンないし十七トン行つてゐる。三井さんや三菱さんは十三トン行つてゐる、麻生さんのところは十二トン行つてゐる。同じ労働者で、同じ立地条件で、同じ設備をして働いてもらつておる。ただ、私のところの労働者諸君は、私の事業所の技術面のことを完全に征服し切つてゐるといふことだけで、能率がこんなに進む。労働時間を延長してやつておるのでもなんでもありません。これは一つの例であります。そのういふふうに申しますと、同じ立地条件のもとにおいて、同じ設備で同じ労働力で働いた場合に、どこまで働くことがいふゆる働くことになるのかといふ点を考へ合せて、合理化、機械化等の問題も、私は考へるべきであらうと思ひます。ただ、労働者諸君の労働生産性のために、國民をまかなつていかなければならぬといふことは考へておりません。経営者の方は経営者の方として、また労働者側の能率点と同じよう

な経営の能率点が私は当然あると思ひます。この二つのものが並行して、順調に運用されてゐた場合に、初めて國民全体としての生産の能率点が生まれてくる。そこからいろいろな問題の解決がつくのではないかと。これは議論をするわけではございませんが、私はさう考へております。従つて、合理化といふはふるえ上るといふ考へ方は、もう少し一つ御検討をいただいて、中原さんにおいても、労働組合側にも御説明していただいて、必ずしも合理化はふるえ上るようなおそろしきことではないといふ概念だけでも、植えつけていただくよりお願いいたします。

○中村委員長 岡本さんに申し上げますが、労働大臣は三十分程度でお願いいたします。岡本隆一君。

○岡本委員 今度の失業保険法の改正の重要なのは、適用範囲の拡大と給付期間の改正とが大きな二点だと思ひます。その二つの問題について、具体的な問題でお尋ねをしたいと思ひます。

まず第一に、第六條の適用範囲の問題であります。第六條で、従来の法律では第一号のイからホまでのいろいろな業種が適用をはずされておつたのであります。それはどういふ理由に基くものかといふことを、まずお伺ひしたいと思ひます。一つ一つの項目について、どういふ理由で従来は適用されなかつたかといふことをお伺ひしたい。

○江下政府委員 お答え申し上げます。第六條で現在除外いたしておりますのは、イからホまでの五つのグループでございます。これは、実は失業保険法施行の当初におきましては、まだ

このほかにも除外例がたくさんござい
ます。たとえば土木建築事業とか、あ
るいは旅館等の接客業、こういうのを
除外しておいた。ところが、なぜ広範
に除外したのかと申し上げたところ、
当時、失業保険法を初めて日本に
取り入れたとき、この運営等につ
きましては、相当慎重に考えていか
ねばならぬということで、いろいろな
事情で除外をいたしておいたのでござ
います。この中のイとロの農林漁業関
係でございしますが、これは先生御承知
の通り、実際問題として、産業の動向
の影響を受けることが非常に多い部門
でございします。農業の失業という面
は、お考えによりければ、ほとんど失
業という面はない、農業を失業する
ということはない。ただ、農業に雇用さ
れておる人々については問題になり
ますが、これは御承知の通り、非常
に数もわずかでございします。しかも現
実は、その雇用形態が家族的な従業面
が非常に多く、雇用形態をはっきり
つかむことが困難で、こういうような
事情で現実には除外をいたしたのでご
ざいます。農林関係も、ほぼ同様な事
情でございします。

それから次に掲げてございしますハニ
ホ、これはこういうことでございま
す。第一点といたしましては、雇職の
率が非常に低い。つまり、保険料のか
け捨てになる面が非常に多いというこ
とが第一点。いま一つは、現実には保
険金をもらいます者は、安定所に求職
者となって現われるのでございします
が、安定所におきまして、これらの
方々についての職業紹介等の事業はほ
とんど困難である、こういうようなこ

と等がおもな理由になりました、従来
除外したしておったのでございします。
そこで、今回の改正案によりまし
て、ハニホ、この三つの業態は比較的
似ておるわけでございしますが、一応こ
の三つの事業につきまして強制適用を
したかどうか。と申しますのは、だい
ぶ失業保険法実施当時から見まして、
社会経済情勢も変わっておりますし、
相当離職者も出ておるといふような事情
からいたしまして、これらを強制適用
にいたしたいと事務的に考えたのでご
ざいしますが、ただ今回、ハの教育、研
究または調査の事業だけを除外したの
でございしますが、実はこの三つの中
で、教育、研究、調査の事業が、最も離
職率が低いのでございします。私どもの
算定によりますと、一般の事業に勤め
ておる人たちの離職率が月一・一%、
それから二とホの病者、社会事業等は
大体〇・七%、教育関係は〇・五%、
こういうことでございします。考え方に
よれば、教育関係もこの際入れていい
んじゃないかという御議論も成り立つ
と思うのでございしますが、一応離職率
の面から見ても相当低いといえますの
と、いま一つは、実は学校関係の団体
からいたしまして、実際問題として保
険料のかけ捨てになるだけであって、
安定所においてはなかなか職業のあっ
せんが困難だ、こういうた事情で、強
い反対の陳情もございします。それこれ
考え合せまして、今回では、これを
強制適用にするというこはいたさな
かったのでもございしますが、次回以降に
おきましては、当然考究されるべき問
題だと存じます。

〇岡本委員 お話を承りますと、ハ
からホまでは離職率がきわめて少い、
言いかえしますと、景気、不景気の変動
によるところの影響のない職業、そう
いうふうな職業にあっては、従って失
業者としてその従業員が町に投げ出さ
れるというところは少いわけですが、そ
ういふふうな職業を、ここに今度新たに
お入れになるというところは、悪く解釈
いたしますと、昨年あたりから非常に
失業保険の経済がだんだん苦しくなる
傾向が出て参っております。失業保険
事業月報を御配付願ったのを見ます
と、二十八年度は保険料の収納が二百
四億、二十九年度は二百二十四億で
す、今年度給付額の方を見ますと、二
百五十四億から三百五十五億と、非常
に急激に二十八年から二十九年にか
けてふえておる。おそらくこれは、今年
もふとふとふといくんじゃないかと思
います。従って、この保険経済の出て
くるところの赤字を、先ほど二十九
年度は十億とおっしゃいましたが、これ
を幾らかでもカバーするために、安定
度の高いような職業を今度強制適用
の——自然適用というのですか、そ
れの範囲の中にお入れになったのじゃ
ないかというふうな悪い解釈をするの
ですが、そういうことはございませ
ん。

〇江下政府委員 どうも非常に私ども
からいたしますと、実は心外なこと
でございします。先生も御承知の通り、社
会保障制度というものは、もちろんその
恩恵を受ける人が助かるわけでござ
います。その負担を共同の責任でや
る、それに国家の力が加わるとい
うことでございします。これはもう理
念的に申し上げますれば、できるだけ幅
広く適用範囲を持つということが望
ましいと私どもは考えて実は今回の措置

をいたしたわけでありまして。結果とい
まして、先生の仰せになるような
面も多少はあると思ひますけれども、
しかし、考えましたのは決してそ
う考え方でこれを考えたのでござ
いせん。この点は御了承願いたいと思
います。

〇岡本委員 健康保険にいたしまして
も、失業保険にいたしまして、相互扶
助の制度であるといふことは重々存
じているのです。しかしながら、今回の
改正に当って、特に比較的安全度が
高くて、同時にまた比較的高給を取
っている——医療事業であるとか、ある
いは社会保障事業は必ずしもそう
いかもしませんが、教育の何である
とか、そういうふうな高給を取って
いる側の方、経済的に保険経済から見
ると特にプラスと見られるような面だけ
をお取り上げになって、イとロを除外
されているというふうな点において、
私はそういうことを考えるのです。イ
とロという業種は、今あなたも、比較
的にこの対象にはなりたいという
ようなことをおっしゃいましたが、し
ながら、水産方面あるいは林業の方
面では、今日相当の雇用者が使われ
ている。そういうようなものを失業保
険のワケからおはずしになってい
ることについては、私はそういう懸念
をぬぐい去ることができないのです
が、いかがでしようか。

〇江下政府委員 今回の適用範囲拡大
によりまして、収支の関係でござい
ますが、平年度におきましては、特に適
用範囲の拡大によりまして保険料の収
入の予想を二億七千万円と考
えております。これに對しましては
保険の給付が三億二千万円——も
ちろん、これは国家

の負担が保険料収入には伴いますの
で、若干この面で赤字にはなりま
すけれども、そう大きな赤字にな
るということでもございせん。

それから農林関係、水産関係を除外
いたしましたのは、先ほど申し上
げましたような理由でござい
ますが、実は先生御承知の通り、これは任意包
括適用という制度でござい
ます。そこ
で、もしそういう五人未満等
で小さい事業等が、どうしても入り
たいというものがあれば、私ども
もそれによって加入させるとい
うことで、今日まではこれを強制
適用にいたさなかつたので
あります。

〇岡本委員 ここで考えられることは、
失業保険の保険料は——健康保
険の場合にあっては、一定の最高額
が定められております。ところが失
業保険の場合には、保険料の最高
額というものがきめられていない
のです。従って、こ
とに医師のごとく非常に高給を取
るというふうな人は、非常に大き
な保険料を負担しなければなら
ない。しかも、給付を受けるのは
三百円をこえてはならないとい
うことになっておる。同時に、こ
ういふ人々は、決して安定所へ
出てくるような職業じゃないの
です。従って、保険料は全くかけ
捨てになると思ひます。従って、
そういうふうな状態のもの、そ
れから景気不景気によつて非常
に大きな変動があつて、失業
の危機に非常にさらされてい
るというふうな人が、同じよう
な形において保険料を負担する
というふうなことは、相当な不
公平があると思ひますが、その
点についてのお考えはいかが
でしようか。

七

○江下政府委員 実は先ほど申し上げましたように、これは理念的な問題になると思うのですが、私どもとしましては、今回の適用範囲の拡大につきましては、相当慎重を期しました。もちろん関係の各団体に對しまして、この適用について意見を文書で求めております。これに對しまして日本医師会、齒科医師会あるいは研究調査の事業、みな賛成であるというお答えをいただいておりますのでございます。先生のおっしゃるような面は、確かに事実上出て参りますけれども、この際はそういう面で、社会保障制度の大きな育成を遂げるという意味で御協力を願ひ、こういうこととさせていただきます。

○岡本委員 社会保障制度の育成の意味で協力せよというふうなお言葉でありますけれども、そういうことは、政府の責任においてなさなければならぬ。従つて、被保険者のみにそういうふうなことをおっしゃることは、これは政府の片手落ちであります。ことに、日本の今の経済状態が非常な苦況に陥つてゐるということは、敗戦後今日までの政治のあり方が悪いから、一そうこういうふうなことになる。その責任を、被保険者みずからの手でもつてやるより仕方がないじゃないか、従つてそういうふうな、社会保障制度の一環として一部の人もがまんしろというふうな、保険料のかけ捨てがまんしろというふうなお言葉は、これは少し納得ができません。と思うので

さらに、もう一つ次の問題で私お伺いしたいと思ひます。それは第二十条の給付期間の問題でありますけれども、今度の改正によりまして、六カ月

未満の人の給付期間が短縮されましたが、その短縮によつてどれくらい給付額が節約されるか。それからまた、十年以上のものが延長されましたが、五年以上も延長されたですね。その延長分によつてどれくらい支出が増加するかという二点をお伺いしたいと思ひます。

○江下政府委員 今回の給付期間の長短の是正によりまして給付額の増加と減少の面でございますが、保険給付の面におきまして、本年度九カ月でござい

ますが、約差引十億四千万程度の減少になるというふうになっております。

○岡本委員 そこで、問題になつて参りますのは、また今のようなおしかりを受けるかもしれないですが、十年以上同じ事業場に働いてゐるというふうな人は、相当高齢になつてゐると思ひます。おそらく四十歳を越え、四十五歳に、あるいはそれを越えているというふうになつてきておる。そういう人たちの就職というものは、今日ではほとんど不可能に近いといつてもいいくらい、失業した場合に次の就職が困難な状態でありまして。そういうふうな人たちに、九カ月の間に、安定所の方では職業をちゃんと世話をする御自信があまりになつて九カ月とおきめになつたのかどうかということをお伺いします。

す。実は、年令別にまだ数字を取つておりません。いずれ取つたら、また御説明いたしたいと思つておりますが、相當むづかしいと思ひます。現在の制度が、実は五十になつても六十になつても、六カ月しかもらえないというところでございます。そこで、私どもの考えとしましては、百尺竿頭一步を進めると申しますか、すべてこれらの人々に對して、給付期間の延長をはかるといふことによつて、生活安定の期間を若干長からしめるといふことを考えたのが、今度のねらいでございます。

○岡本委員 仰せの通り、今度の制度は、私はなるほど改正だと思ひます。いい思ひつきだと思ひます。従つて、私の考えるのは、制度の改正に伴つて、今度は保険経済の上で十億の黒字が出るわけですが、この黒字分を、長期間同一事業場に勤務した人の給付期間の延長もしくは——こういう人は高給を取つてゐると思ひます。大ぜいの子供を持つてゐると思ひます。従つて、そういう人は、三百円で

はとても暮らせないと思ひます。そういう人たちのために金額をふやして、同時に、もつと給付期間にゆとりを見つけて、何でもかんでも、お前はどこへ行け、どうにも仕方がない、年を取つて自分ではできないと思ひますが、そこへ行かなければならぬといふのではなしに、もう少し自分の年令、あるいは今のまでの生活状態といふものに適合した職業が見つかるまでのゆとりを与へる、こういうような温情を出していただけないか。黒字をそのまま保険経済の赤字の解消に充ててしまわないで、この給付期間の改正によつて生ずる黒

字を全額、そういうような長期同一事業場に勤務してゐた人へのあたたい給付に充ててもらえないか、こういうことの労働大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○西田國務大臣 お答えいたします。まことにごもつとも御意見であります。私がこの失業保険法を考えましたときには、今あなたのおっしゃるような黒字が出た場合には、料率の値下げをするといふことは考えておりました。が、長期間雇用されておつた失業者に對する給付金の増加といふことは、実は考えておりませんでした。今、お話を承りまして、なるほどごもつともと考へております。

それから、あなたは三百円と言われまが、現在最高は四百六十円を給付いたしております。この金額は、必ずしも妥当だとは考えませんけれども、それだけ金額が引き上げられたことは事実であります。それともう一つは、この法案を作りますときには、最初五年以上を二百七十日といふことで、五年といふのに一応基準を置きまして、ある程度これは熟練労働者である、ある一定の職に五年間おれば、相当期間おつたのですから、就職は困難であろう。そういう人に何らかの措置をとるべきだと思つて、審議会にかけたのであります。審議会では五年は三十日、十年は九十日ふやすといふ審議会の答申が参りましたので、とにかくその精神を尊重いたしまして、この法律案に盛り込んだのであります。今あなたのおっしゃつたことは、十分考えたと思つております。

○岡本委員 最後に、先ほどお話をあつた問題であります。預金部運用資金に回されてゐるところの利息のことです。これを行政事務費に使うのは間違つてゐると思ひます。けれども、今年の予算を見ましても、政府の負担が百十七億、その中で事務費は二・六億といふふう聞いてゐるのですが、政府がわずかに二・六億の事務費を出す、そして利息の中から七・七億のものを行政事務費にひっぱり出してゐるというふうなことは、労働者の乏しい経済を食つて行政費に充ててゐるというところで、行政事務費といふものは当然税金の中からまかなわれなければならない、すなわち政府の負担において行われなければならない。従つて、来年はこういうことを絶対にしないようにしていただくといふことを、こゝで言明していただけるかどうか、大臣のお考えを伺いたい。

○西田國務大臣 お答えいたします。さつき政府委員からもお答えしましたように、利息収入を一般の歳入として見積つて政府の財源にするといふ考え方自体が根本的に間違つておること、あなたの御指摘される通りです。三十三年度の予算の折衝にあたりまして、私も自身は、全部この収入は労働者の福祉事業によこせと言つて頑強にがんばつた結果、約五億五千万円、昨年に比較して一億数千万円の増加で実は妥協したわけでございます。来年度において、はつきり取つてしまへるという確信はございませんけれども、今後全部労働者の福祉施設に利用できるように、全額努力をいたしたいと思ひます。

○中村委員長 それでは午後二時より生光会療養所の争議問題について調査を進めることといたしまして、午前中

はこの程度にてとどめ、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時三十分開議

○中村委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

中小企業における労働争議問題のうち、生光会療養所の争議問題について調査を進めます。

○中村委員長 この際、本問題について警視庁警備第一部長片岡清一君を参考人に選定するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

まず参考人より意見を聴取することといたします。阿部参考人。

○阿部参考人 生光会清瀬療養所の事務長をしております阿部哲郎でございます。ただいまから生光会の沿革と争議の実情を申し上げます。

そもそも生光会清瀬療養所は一昨年六月結核療養所として発足いたしました。なお昨年の三月十日財団法人組織になりました。それ以来結核療養所として運営されて参りました。

従業員は療養所所長以下現在六十三名でございますが、設立以来日が浅うございまして、事務的に不備な点が多あつたわけでございます。たまたま本年四月二十七日、従業員組合を結成したから認めろというよりなこと、組合員全員並びに外部団体員都合百二十名ほどが理事長室へ押しかけて参りました。組合を結成したから認めてもらいたい、ついでには明二十八日第一回の団交に応じてもらいたいという申し

出があつたわけでございます。それで翌二十八日、組合側は外部団体員を含めた百余名が理事長室に押しかけて参りまして、交渉に入つたわけですが、組合側からの要求項目は二十二項目にわたつております。二十二項のうち二十項目は待遇改善等のいわゆる経済問題であつたわけですが、他の二項目の一つは、組合事務所を設置してもらいたい、他の一つは、吉田炊事長——これは非組合員であります、これを解雇してもらいたい、こういう申し出であつたわけですが、しかも、その二十二項目の要求事項のうち、待遇改善等のいわゆる経済問題は、全部それを了承いたしました。そして組合事務所設置の問題は、これは病院の特殊性にかんがみまして後日回答する、よく考えた上で後日回答するという事で即答はしなかつたわけですが、もう一つの吉田炊事長の問題は、これは理由が非常に薄弱であるために、これを解雇するわけにいかぬという考えもありまして、一週間後にその問題は実態調査の上で回答する旨を組合側に話しをしまして、その二十八日の第一回の団交は終つたわけですが。

その後五月十二日に、明十三日に、この前の吉田炊事長の問題について、あるいは組合事務所設置の問題について、回答してもらいたいということがありまして、翌十三日に第二回の団交をいたしました。そのときには、すでに組合側から覚書を作つて参りました。二十二項目の待遇改善等の問題は、もちろんのこと、組合事務所設置の問題、あるいは吉田炊事長解雇の問題を理事者側は了解しておる、いわゆる組合側の申し入れによつて解雇をするというように言質を手えたということから、解雇してもよろしいというような文面の覚書を作成して参りまして、これに署名せよ、こういうことであつたわけですが、その吉田炊事長の問題は、覚書の内容が、話し合つたこととはだいぶ相違があるから、この覚書に署名するわけにいかぬということ、こじれました。その日は物別れとなつたわけですが。その後十八日——五月十三日に交渉が始まりまして、吉田炊事長の問題に関する覚書の点で、組合側から食い下られたわけですが、あくまで吉田炊事長の解雇を要求いたしました。組合側が作成してきまつた覚書に署名せよということであつたわけですが、それが、その後種々実態調査をした結果、解雇する理由がないというところから、その覚書に対して署名するわけにいかぬという回答をしたわけでありました。

その後、二十一日に第四回目の交渉がありまして、前日と同様、組合側はやはりあくまで吉田炊事長の解雇の問題に拘泥しまして、それ以外のことに触れずに、ただそれ一本で押しつけてきた。同じように吉田を解雇せよ、こういう申し出であつたわけですが、問題は人事の問題であり、組合側が、従業員同士である、いわゆる従業員の首を切れるということを経営者に申し出るのとはおかしい、そういうことは、組合側としては言うべきじゃないということ、これをたしなめたのですが、なかなか組合側は承知しきりなかつたわけですが。しかも外部団体員の——この交渉に当りまして、まあ終始そうでありましたが、外部団体員の者が発言の九割九分までを占めるというほどでして、非常に強硬態度であつたわけですが、それで、いろいろもつれました結果、経営者側としては、何ら解雇に足る非行がないために解雇するわけにいかぬ。ついでには、その間一週間休職させておつたわけですが、その休職を解いて、二、三日中に復職させる予定である、絶対解雇はしないという旨伝えたわけでございます。たまたま、そのとき私が交渉委員として出ておりました、理事長は他に用事があつた関係上、当日交渉には出席していなかつたわけですが、さんざんその四回目の交渉がもつれたあげくに、非組合員である看護婦長を強引に一方的に引っぱり出してしまつて、これを二時間余にわたつての上上げをしまして、強引に脅迫行為による行動をもつて、理事長宅まで看護婦長が迎えに行けば、理事長は出て来るはずだから、理事長を呼んで来いということ、自転車の荷物台に乗せまして、真夜中の二時四十分ごろ、幹事の者が五名ほどつきまして、強引に理事長宅まで連れて行つたというやうな事実もあつたわけですが、しかもこの第四回目の交渉は、二十一日の午後五時半ごろから始まりまして、翌二十二日の午前四時に至るまで、以下四名の者が出るに出不ないやうな状態でして、監禁状態で罵詈雑言の限りを尽されたというやうなことであつたわけですが。

それで、その二十二日の朝四時に解散するときには、翌日の十時に理事長と組合側とは交渉を持つという約束をしまして別れたわけなんですが、たまたま理事長とも相談をいたしました結果、終始議論とすよりな、また脅迫行為による一方的な交渉には、どうも応ずるわけにいかぬというやうな考えがありまして、いわゆる正式なルールをきめて、いわゆる団体交渉協定を取りきめた上で、そのワケ内で今後交渉を進めていこう、そういうやうなやり方を承諾するならば団体交渉に応じたいということを申し入れたわけですが、組合側はこれを突つ返してよこした、そういうやうな状態であつたわけですが。それで、その夜七時半ごろから、病院本館の理事長室初め廊下、看護婦長室あるいは看護婦長室、玄関、そういったところに墨、インクなどを落書きをいたしました。この損害を見積りしたところ、大体において四十万ほどになるのですが、そういう損害をこうむつたというやうな状態であつたわけですが。それで、早急解決あるいはこれを收拾するために、理事長は種々外部の者とも相談をいたしました結果、たまたま理事長が長年同僚的つながりのあります護国団なるところへ行きまして相談をいたしましたところが、そういう状態で病院の秩序が著しく紊乱しておる、しかも建造物あるいは器物の損壊をされたというやうな実情であるなら、進んで秩序を守るために協力をしようというところで四、五名の者の派遣を受けまして、特別警備員としてこれを配置しまして、一応警備に当たつたというやうな状態であつたわけです。しかも、この落書きの事項に対して、いわゆる組合活動と判断をいたしました。争議中であるいは組合活動を弾圧したかのように誤解されるおそれもあるやうですが、この行動に対して、断固解雇しなくては

ならぬといふことから、組合幹部五名に對しまして解雇の通告をしたといふような次第であります。

非常に簡単に申し上げたわけですが、当生光会の労働争議を起しました現在までの経緯を、かいつまんで申し上げた次第です。

○中村委員長 次に、佐竹参考人をお願いいたします。

○佐竹参考人 生光会組合員を代表いたしまして、お答えいたします。

まず第一に、私たちが入りますときに、誓約書なるものを書かせられました。その誓約書は、

今般御所生光会療養所に御採用願ひましたについては就業規則を守るは勿論上旨の指示に従ひ友愛互信信義協力精神を基として公正な秩序の下に責任を重し誠実を旨とし常に発刺たる創意を以て業務に精勵し事業の発展に努力尚左記事項を厳守致します

記

一、所の建物、附属物件を愛護し万一大過失によつて棄損したときは弁償の責に任じます

一、名称の如何を問はず組合又は団体運動には参加、参入いたしません

こゝういふものを最初に一札とられまして、そのあとから婦長が来ましてから、婦長の口から、組合運動には絶対に参加してはいけません、それから看護婦の場合は、患者さんと恋愛をしてはいけません、そのことを守らない場合は絶対にやめていただきます、こゝういふことを口約せられております。

それで、組合結成前の理由を申し立てたいと思つたのです。看護婦、雑役、

事務と三分析させていただきますと、看護婦は婦長の圧迫のもとにしたいわけ、採用時には、組合を作つてはいけなかつた、今言つたようなことを口約させられて、月給も事務会計でなく、婦長が決定する始末で、個人に来る手紙を、婦長が先に検閲し、その後手渡され、五分間の買ひものにも、婦長さん行つてきます、ただいま帰りましたとあいつし、信用して秘密の話を打ち明けると、それを大きく広げて事務所で看護婦の悪口を言い、外出、外泊には一々許可書を取り、外泊すれば、パンパンみだいなと言ひ、またある人は、個人の交際までもしてはいけなかつた支配されたり、少しでも意見を言へば、感情的になり、はれものになるやうなびくびくした勤務状態でした。何回となく總會を開いてもらいたいと言ひましたが、一部の赤の顔動だとして受け付けてくれません。こゝうした中に、意見を言つた者を陰で工作し、何とかしてじやまになるからやめさせたいと理事長と話し合つたりしたことが看護婦全員の耳に入り、怒りが爆発して婦長の非をなじりましたところ、経営側に泣きついて、つるし上げされたと言ひ、また一方的なる見解をもつて理事長も全面的にそれを信じて、私は生光会の婦長であるから、私についていけない者はみなやめてよいとの暴言を婦長に平気で吐かせ、朝八時から日勤は五時まで、当直者は明日十二時まで勤務させ、当直料も払つてくれず、超過勤務手当も認めておりませんでした。四月より、当直料だけは認めさせました。一方雑役の人たちは日給制で、一年以上勤務しておつても、病欠しても差し引かれ、朝七時から六時半までで、昼休みもできないほどの労働強化でした。意見を言へば、やはりすぐ首にされます。事務の人は二人で、この二年間一日おきに当直して、当直料も払われず、日曜日の休日も満足に取れませんでした。第一に就業規則は全然なく、給与体系もできておらず、最低一カ月五百円の子もおらず、二千円、三千円という人たちの給与の明細もありませんでした。月給は、普通ですと事務会計から支給されるべきですが、看護婦は婦長から、雑役は理事長の奥さんである常務理事から支給されており、常識では考えられないやうなことがばかりでした。

こゝにおいて、組合結成の要望が値々に起り、四月二十六日、結成いたしました。組合員四十九名です。女三十一名、男十八名。さうそう理事長に組合宣言に参りましたところ、無礼者となつたられ、ごみやつらとか、小娘にめられたるなどと言われまして、第一回の団交は、電光石火にやつたため、四月二十八日、寛書交換に調印いたしました。ところが、これと同じに、さうそう雑役から一名、看護婦から一名、二名の首切りを、組合結成の調印をした理由で通告し、また五百円の子は、個人的に親に手紙を出して引き取らせようとしていたが、これは組合員全部で撤回させました。なお、この撤回問題で、理事長宅に組合員が参りましたところ、田無の星野刑事が来て、酒を飲んでおりましたところを組合員が見ております。これは個人的に來ていたかどうかわかりませんが、子も婦長室にやり、むすこさんであるところの武路男さんがすわり、出勤簿

を事務所から持ち出し、だれだれは十時に來るとか、一つのいやがらせをやつたり、組合委員三名で交渉に行つたところ、あとからすぐ炊事で働いている吉田氏が来て、二人を手で突き飛ばし、お前もつと静かに話をしろと言ひ、私もその委員の中に入つており、横やりを入れなさいと話ししましたところ、手首をつかみ、こつちへ来いと暴力で来ました。組合員が心配して半分ぐらい集まりまして、また、お前ら勤務につけと大声でどなり散らし、あげくのはてに、組合を妨害してやるとはつきり暴言を吐く始末で、婦長の権限をかさに着て、組合員の一人々々が、この人のために今まで苦しめられ、何年看護をしてるのだと言ひ、ぞろぞろ水をぶっかけたりし、その人は泣いて自分の食事を出すという実例もありました。また、おばさん方もみなさうです。それから看護婦の手を握つたり、いやらしい格好までしている始末です。さういふいろいろなこともありまして、五月十三日団交に吉田さんの問題が取り上げられ、組合側の面前で再度はつきりと、組合なんか作つたら絶対に妨害してやると言つたために、私たちがせつかく組合を作りましたことが、今こゝうして暴力のためにこわされることはどうしてませんが、吉田氏解雇を要望しましたところ、理事長はついに承認いたしました。時間の都合で、調印は後刻に延ばされ、五月十七日調印してもらつたため会見した

が、理事長は出てこず、阿部理事長代理人と稱する人が来て、話しがわからな

いから理事長に出てくれと言つても、

理事長はどこに居るのかわからないといふべき、そのあげく、計画的に車が来て、私たちをしり目にゆうゆうと帰つてしまひました。五月十九日にも一度交渉をしようとして申入書を出しました。

五月二十一日団交、六時になり、この日も理事長は来ず、理事長の出席を要求したが、やはり阿部氏が出てきて、理事長はいないとの一点ばりでした。午後七時半、池袋から清瀬駅に行つて自宅に入つたのを組合の一人が見ており、どうしても連れてきてくれと押し問答になり、組合員六名が理事長宅に行つたところ、息子さんが田無の警察に電話し、不法侵入するからすぐ来てくれと言つており、あまりのことに組合員もあせんとして病院に歸り、阿部さんに対して、どうしても理事長を連れてこいと言つたところ、自宅に婦長と行き、二時間ぐらいたつてから酒を飲んで歸つてきて、きょうはおそいから理事長は会わないと言つたところ、組合員は、酒を飲んでよく歸つてこれと激しく抗議しましたところ、主観の相違で、酒を飲んでくることが悪いことではないと公然とつぶかれ、くやしきで、良心に恥じない等のことをなじつて婦長にも出てもらひ、看護婦側から婦長に対して、もう少し責任を持つて連れてきてくれと話しましたところ、五月二十二日正午十二時まで会見、七時になつて田村代理人が来て、覚書とは全然異なり、婦長を失心状態に至らしめるほど組合員が脅迫した、阿部理事長代理人に対して同罪であるから謝罪せよ、並びに団体交渉は五名、後日をきめてやろうと、人

を食つたことを書いてよと、理事長出

を食つたことを書いてよと、理事長出

てくれと田村氏にも話しましたが、東京に行つて、いつ帰るか分からないと取り合はず、積み積り怒りが爆発して、組合全員、壁にビラを張り、直接絵の具で壁にも書くに至りました。五月二十三日、この壁のことを口実として、警備員と称して土足で五名の者が受付を占領しました。

五月二十四日、理事長久しぶりに現われ、団交を要求しましたところ、午後二時から三時までの一時間限り、人員は組合代表二名、オブザーバー二名、書記一名の五名なら交渉してもよいと回答。組合は、そんなものは団体交渉になつていないと反対し、さらに交渉を申し出ましたが、理事長は、あすは給料日だ、おれが出なければ金がでるか、話す必要はないと、暴力団をたより組合員を押しつけ、姿をくらました。阿部理事長代理に、すぐ団交を開くよう交渉し、二十五日午後十時より二時まで山田理事長を出席させるとの覚書を取り、二十五日に待つておりましたところ、約束は踏みこたはれ、経営者側は、池袋から電話一本かけたきりで姿を見せず、団体交渉は、理事長がやる必要がないと言つたから取り次ぐと、阿部氏は電話を切つてしまひ、しかも、今までなかった給料の遅配をされ、護国団は二十六日に十二名に増加され、腕章もはつきりと護国団親衛隊と変り、裏門には鉄条網を張り、表は両方に陣取り、患者さんの面会人まで詰問し、患者さんは、ここは刑務所かとの憤りがあり、鉄条網は取りはずされました。

五月二十七日、内容証明をもちまして、警備委員長外五名を、壁に書いたことを理由に企画運動者であるから解雇すると通知し、器物破損で二十名を告訴までしております。また一名は、移動証明を持って来ないから解雇すると言つて来ました。この移動証明は、以前話しました吉田夫妻も、過去一年半にわたつて入れておりませんし、米も持つてきておりません。

こうして、何となく一方的にのしかけて参り、二十八日には私たちの夜の食事をとめ、これは組合全員の声で撤回させました。二十八日に、護国団は告示を出し、病室の安静時間にも、婦長の許可を得たからとビラを配ろうと、病棟主治医に「かられて、安静後許可なしに病室を歩き回り、全部の患者さんからビラを突き返されております。そのあげく、おれはから手の名人だ、二、三年の監獄生活なんか何とも思つていないと、入れ墨を出したり、すこんで見せ、私たちが恐怖のどん底に突き落とし、お風呂もゆりゆりと先に入り、どっちが本職員だか、わからない始末でした。

五月三十日には、警告文を張り、五名の解雇者の移動は、いなか強引に送つてしまおうとし、役場から断わられてしまひ、文書で白衣を返却するようにと言つてよこし、五月分の当直料もわざと解雇者に出さず、そのあげく、解雇者とは口をきかないとはつきり宣言し、六月二十五日付のはずが、意地悪くいやがらせに出ているわけですね。三十一日には、護国団の手で解雇者をつまみ出すことを計画し、皆で一部屋に固まつているより悲壮な決意までしました。患者さんの方から、警告文に対しての怒りが爆発して、午後十

一時までかかつて取りはずされる結果になり、一応私たちの危害も免れました。六月一日、患者さんからの要望と都労委のあつせんにより、一時退去しましたが、理事長室は駅前にあり、二、三名は寝泊りしているそうです。六月二日、山倉という団員が一人病院に来て、四、五名の組合員を一人ずつ呼び、六名の首切りは絶対撤回しない、たとい山田が倒れても、おれたちは断じてやると言つております。都労委のあつせんによる団交にも、幹部級の団員が来て団交の席上に入り、どっちが経営者であるかわからない錯覚にとらわれました。都労委の団交も、理事長は二回すっぱかしを食ひ、今度は、病院がつぶれても解雇は撤回しないとはつきり言つて、団交を持とうともしないありさまです。

なほ、阿部さん、田村さん、理事長、秘書、奥井さん、書記、熊谷さんと称する方たちが、組合結成と同時に勤務につきましたが、阿部さんが事務長であるというところを、所長先生初め、だれも紹介も受けずわからず、理事である養鶴さんもわかりません。なほ解雇問題も、理事会で決定すべきであるにもかかわらず、理事会も開いてありません。理事である養鶴さんも、それを知つておりません。

以上であります。

○中村委員長 これにて参考人の陳述は終了しました。

次に、質疑の通告がありますので、順次これを許します。山花秀雄君。

○山花委員 ただいま生光会の紛争議につきまして、それぞれ参考人から御意見の御発表がございましたが、労政局に一つお尋ねをしたいと思います。

昨日から行われました中小企業並びに少数の労働組合の行方労働争議について、御出席の局長も、よくお聞きになったと思いますが、ことごとく暴力団が介入し、争議の早期解決をかせつて遅らせておるような傾向が各争議に見られておるのであります。それからもう一つは、経営者側の考え方が、大體労働組合運動に対して非常に無理解である、知識があまりになさ過ぎるというような感じが、私も聞いていて、するのでございしますが、労働省当局としては、どのようにお考えになつておるかという点を、最初にお伺いしたいと思つております。

○中西政府委員 暴力団の問題についてでございますが、それともの点でございましょうか。

○山花委員 暴力団が介入しておるというところについての労働省当局の御見解と、それから経営陣があまりにも労働組合に対する知識がなさ過ぎる、あるいは無理解である、こういうようにわれわれはうかがわれるのですが、こういう点につきまして……

○中西政府委員 後に申されました中小企業、ことにこういった特殊な企業におきましての労務管理、これに対する経営陣の理解に欠けておる点は、確かに一般論としては言い得ると存じます。それがきっかけになりました、やはりいろいろとトラブルが起る。起りますと、つい集団で行き過ぎが起る。それに対するまた対抗のために、今度は経営陣が実力を増強するといふようなことになる例がしばしばございします。私としまして、昨日も申しました通り、この問題につきましては、早急にこういうことの根絶はむずかしいかと存じますけれども、あらゆる機会を通じて、各種中小企業の日ごろの労務管理といふことにつきまして、今後特段の努力をいたしていきたい、こういうふうに考えております。

○山花委員 そこで一つお尋ねをしたいと思いますのであります。労働省には、たしかこれは労政局の管轄下に入るかどうか、私もちよつと今覚えておりませんが、労使の近代的な団体活動あるいはその他のことについて、特に労働組合連合、あるいは経営者の労働組合に対する見解の向上と申しましようか、そういう関係で教育課を置いて、ある程度の予算を組んで教育活動をやつておられると思つております。が、よく言われますように、役所の仕事は何をやつておるかからぬというふうな悪口を言うのもございしますけれども、その悪口がどうも当つておるような気がするものであります。一応、今重点的にどういふところに労働教育の中心を置いておるかということ、一つお伺いしたいと思ひます。

○中西政府委員 労働省の中でも、労政局の仕事は、広い意味で申せば、これは一種の社会教育でございまして、われわれの機構あげて、このいわゆる労働教育といふことに努めておるわけでございます。そこで、御承知と思ひますけれども、占領直後、占領政策として日本の民主化、そのために労働組合の育成強化といふことが大きな題目に取り上げられました、そうして当初は、会議の開催はどうかというふうな、きわめて初歩的なことにつ

まして、あるいは紙芝居だとか、壁新聞とか、幻灯とかいうようなことで、いわゆる視覚教育ということが重点として取り上げられてきたのであります。ところが、もう現在では、そういった段階が済みましたので、それよりは今われわれとしまして労働教育の方法として考えておりますのは、またやりつつありますのは、個々の具体例、中小企業あるいは大企業にもございまして、いろいろのいい点、悪い点、この労働管理上いい点、悪い点、こういうものを実例を教材にいたしまして、そうして相談があった場合の相談に應ずるのもあろうでございまして、さうには進んで各府県の主務課、さらには労働事務所というものを通じまして、できるだけそういう気持を普及宣伝していくことに努めております。社会教育というものは、そう右から左へ効果の上のものじゃございせんので、気長に、しかしながら終始たゆまず努力をしていくという気持でやっております。

○山花委員 最近労働事務所で、たまたま労働局長が言われましたように、労働教育と称して、多くは労働組合の中心分子を集めて、いろいろ教育をなすつていくことを仄聞するのであります。労働組合員を集めて教育をなさることも、これは私は絶対必要であらうと考えておりますが、経営者を集めて、この種の理解、普及をせしめるような活動をやったということはあまり聞かないのです。労働教育と同じように、経営教育を並行的にやっておられるのか、なお重点を労働教育の方に置いておられるのか、その点、一つお伺いしたいと思います。

○中西政府委員 私の方としましては労働、さらには、できれば一般国民の理解をも深めるということで努力いたしております。しかし、やはり行政の性格上、どちらかといえば、重点は労働側に置かれて参つてきております。ただし、最近におきましては、ことに中小企業におきましては、問題の出発において使用者側にその原因の多い場合が認められますので、労働事務所単位に、府県の労働課はあろうやうにありますが、使用者側の各種懇談会、こういうものを通じて、それぞれ企業における労働管理の向上に資するということにも努力いたしております。ただ、どちらかと言いますと、中小、商よりは工業に実は重点を置いておりまして、こういう病院その他の特殊なものにつきましては、あるいはそこまで手が行き届いていないのではなからうかというふうには考えております。

○山花委員 今日基準局長がおいでになれば、いろいろ基準問題についてもお伺いしたいと思つたのですが、何か他に会議がございまして、本日出席できないというふうなお話がございしましたので、それは私も了承いたしました。が、同じ労働省に机を並べて仕事をしておられる労働局長さんもおられるので、お尋ねしたいと思つた。昨日から、この種の争議の実態を調査しておりますと、全部といつていいほど、労働基準法違反が明確にされておるのであります。この生光会の労働省からお出しになった報告書の一ページにも、その点のはつきりしたつてあるのではありません。四の項目になっておりますが、争議に至るまでの経過として、本療養所は以前から就業規則もなく、給料の明細も明らかでなく、労働条件も比較的悪かつた、これが大体組合結成の原因ともなり、紛争の原因ともなつた、このように報告されておるのであります。労働基準問題に關して、いつも労働省の御答弁によりまして、人員が足らなくて、なかなか広範な数の多い監督はできない、こう、われわれから見ると逃げ口上のような御答弁をなすつていられるのであります。が、今度の場合、全部基準法違反が明らかでありますが、こういう傾向について、あるいは人員が足らなければ人員をふやすとか、あるいはこれではどうにも仕方がないというのだったら、予算をもう少しふやすとか、こういう積極的御要請をなすつた方がよいのではなからうかと思つた。この点につきまして、基準局長がおいでになれば一番いいのでありますが、労働局長は同僚の御関係もありますから、お考えを一つお漏らしを願いたいと思つた。

○中西政府委員 基準行政につきましては、成立の当初からだんだん陣容その他も減つております。かつて私基準局長をやつておりました時でも、經常の経費にも非常に不足がちなで、その点は、われわれとしましては、予算の要求のたびごとに相当努力はいたしております。ただ、考え方にありますれば、こういう監督行政というものは、いわば、言い方によれば切りがないものでもございまして、そこで、できるだけ重点的に業務を進めるより仕方がないんじゃないか。なお問題は、幾

ら役人をふやしても、結局労働の認識がありませんと、とうてい目の届くわけのものでもありません。従つて、労働基準法があり、いろいろな保護があるということについて、労働者側に十分の理解がございすれば、違反があれば申告してくる、申告してきますれば、必ず労働基準監督関係は発動いたしております。従つて、結局は労働の自覚をいただくということが非常に必要じゃないか。労働基準行政につきまして、労働行政も同じことではないかというふうに考えております。

○山花委員 労働者の方から申告して参れば、直ちにこれの監督を行う、あるいは注意を行うというふうなことを言われましたが、ここにあなたの方から報告されたものの内容によりまして、就業規則もなく、給料の明細も明らかでなくということ、これは完全に基準法違反が明確になっております。申告のあつたわけが、一応わかつたわけでありまして、こういう場合に、当該事業所が紛争の渦中にあるときには、これは労働省当局として、紛争が終るまで介入しない、争議の中立性か何か、そういう建前をとつておられるのか、それとも、紛争の場合には介入をして監督をするかどうかという点であります。これはどういふ扱いになっておるのでしようか。

決するものが非常な混乱を起すということもなしとは保したのであります。しかしながら、紛争がある間は絶対に監督官がその監督を行はしないという原則はとつておりません。ごく近い例で、これは皆さん御記憶かと思ひますけれども、たとえば近江絹糸の争議の際、紛争が続いておる間に、やはり基準法違反は違反として——これはやはり一つの刑罰をもつて保障しておる行政であります。従つて、必ずしも紛争があればやらないということではないというところでやっております。

○山花委員 時に応じ機に臨みという御答弁でございしましたが、そこで、これは具体的事例がこつて上つておるのであります。たとえば生光会の問題も、これは明確に基準法違反があるというところはわかつております。昨日の愛世病院の問題も、印鑑盗用をして役所をごまかしたということがあつた。これは経営者側で否認の陳弁がないから、明らかだと思つた。これは事実ケースであります。この場合、監督行政の立場に立つておるあなたの方では乗り出すのか、あるいは見送るのか。これは個々のケースがはつきりしておると思ひますが、どうですか。

○中西政府委員 今の愛世病院、それから生光会、これの具体的な取扱いについて、基準監督関係がどういふふうに取り扱つておるか、ちよつと私からはお答えいたしかねます。

○山花委員 労働省当局に対する質疑は一応終りました。基準局長もおりませんから、後日お尋ねをすることにいたします。

ただいま経営者側を代表いたしましたし、阿部参考人からいろいろ陳述があつたのであります。

決するものが非常な混乱を起すということもなしとは保したのであります。しかしながら、紛争がある間は絶対に監督官がその監督を行はしないという原則はとつておりません。ごく近い例で、これは皆さん御記憶かと思ひますけれども、たとえば近江絹糸の争議の際、紛争が続いておる間に、やはり基準法違反は違反として——これはやはり一つの刑罰をもつて保障しておる行政であります。従つて、必ずしも紛争があればやらないということではないというところでやっております。

○山花委員 時に応じ機に臨みという御答弁でございしましたが、そこで、これは具体的事例がこつて上つておるのであります。たとえば生光会の問題も、これは明確に基準法違反があるというところはわかつております。昨日の愛世病院の問題も、印鑑盗用をして役所をごまかしたということがあつた。これは経営者側で否認の陳弁がないから、明らかだと思つた。これは事実ケースであります。この場合、監督行政の立場に立つておるあなたの方では乗り出すのか、あるいは見送るのか。これは個々のケースがはつきりしておると思ひますが、どうですか。

りましたが、これも労働省当局の御報告によりますと、阿部参考人は、この紛争議が始まって五月十八日以降（部外者後に事務局次長となる）が、理事長の委任状を持ち団体交渉に臨んでいる、こういう御報告がありました。五月の十八日から、この紛争議の行われておる期間中に生光会においでになったのか、前から御関係があったのか、この点明らかになっていただきたいと思ひます。

○阿部参考人 五月の十八日以前は関係ありませんでした。五月十八日に事務局次長並びに療養所の事務長として就任いたしましたわけですが。

○山花委員 今度の紛争議につきましては、私ども委員会といたしましては、具体的事例を一つ詳細に参考意見としてお述べ願つて、将来の中小企業の紛争議に善処をしていきたい、こういう念願で参考人のお集まりを願つたのであります。そういう意味で、生光会の場合には、よく内容のおわかりになっておる代表者をお願いしたのであります。代理として、五月十八日から関係された阿部参考人がおいでになつておりますが、予定された参考人は病気が何かで来られないのでしようか。その点、何か委員長の方にお話しがあったらどういふでしょうか。

○中村委員長 お答え申し上げます。別に理由の申し出はございません。ただ代理人を派遣するということでございます。

○山花委員 私は、阿部参考人に対してやこやう言う立場の者ではありませんけれども、やはりこの種の問題につきましても、初めから関係された、そして内容のよくおわかりになる方の御

出席を心から願つたものであります。十八日から御関係なすつたということになりますと、病院設立の事情、あるいは紛争議のいきさつ、あるいは部内の空気、模様、こういう点について、ざつぱらんな話、あまり詳しい参考意見が述べられないのではないかと、こ

ういふふうな推察をいたしますが、この点は阿部参考人におかれましてはどうでございますか。代理として出られて、十分御意見が述べられる確信を持つておいで願つたものでござい

ます。○阿部参考人 大体の過去のこととはよく聞いておりますので、ほゞわかつておると思つております。つきましては、もちろん何かわからぬ点がありま

したならば、率直にわからぬ旨を申し上げたいと思つております。○山花委員 そこで、お尋ねをしたいと思ひますが、この病院はいつごろで

きたもので、どういふ組織になつておるのございましょうか。○阿部参考人 一昨二十八年六月に生

光会清瀬療養所として発足したわけですが、このことに關しましては、先ほども大体申し上げたわけですが、財団法人組織になりましたのは二十九年の三月十日でございます。

○山花委員 今度、阿部参考人の生光会における役職は、事務局次長という役職になつておりますが、これは大体

どういふ仕事を中心になされる規定になつておるのございましょうか。○阿部参考人 先ほど申しましたよう

に、財団法人組織でございまして、財団法人生光会事務局が、全般的な事務を扱つておるわけですが、現在は清瀬療

養所のみが財団法人生光会の病院でございます。○山花委員 近き将来は、他にも病院

経営をするというふうな予定もござい

ますので、事務局は、すべてそれらを統轄するという意味なのでございま

す。いわゆる生光会本部でございま

す。しかも事務局次長は、現在のところ理事長が兼務いたしておりまして、私

が事務局次長であります。○阿部参考人 近き将来は、他にも病院

経営をするというふうな予定もござい

ますので、事務局は、すべてそれらを統轄するという意味なのでございま

す。いわゆる生光会本部でございま

す。しかも事務局次長は、現在のところ理事長が兼務いたしておりまして、私

が事務局次長であります。○阿部参考人 近き将来は、他にも病院

経営をするというふうな予定もござい

ますので、事務局は、すべてそれらを統轄するという意味なのでございま

す。いわゆる生光会本部でございま

す。しかも事務局次長は、現在のところ理事長が兼務いたしておりまして、私

が事務局次長であります。○阿部参考人 近き将来は、他にも病院

経営をするというふうな予定もござい

ますので、事務局は、すべてそれらを統轄するという意味なのでございま

す。いわゆる生光会本部でございま

す。しかも事務局次長は、現在のところ理事長が兼務いたしておりまして、私

が事務局次長であります。○阿部参考人 近き将来は、他にも病院

経営をするというふうな予定もござい

ますので、事務局は、すべてそれらを統轄するという意味なのでございま

す。いわゆる生光会本部でございま

す。しかも事務局次長は、現在のところ理事長が兼務いたしておりまして、私

が事務局次長であります。○阿部参考人 近き将来は、他にも病院

経営をするというふうな予定もござい

ますので、事務局は、すべてそれらを統轄するという意味なのでございま

す。いわゆる生光会本部でございま

す。しかも事務局次長は、現在のところ理事長が兼務いたしておりまして、私

が事務局次長であります。○阿部参考人 近き将来は、他にも病院

うな事情でございますかどうか、お述べを願いたいと思います。

○佐竹参事人 お答えいたします。一昨年入った者は、ほとんどやめているのです。それで、一部でなくて、そのとき勤務した者は全部でございます。それは今七、八名しかありませんけれども、全部病院に取つてございます。それから、その後婦長が就任しました後は、全部それを口約させられているわけでございます。書類では取つておりませんけれども、組合運動をしたものはやめていただきますと、はっきり言われております。

○山花委員 だいたい勤務をする人の永続性が、たゞいまの話を聞いておりますと、長くないという感じを受けましたので、これは条件その他によつて、あまり長続きをしていないのじやなかろうかと、反面推察できるのであります。今日は警視庁の方からもおいでになっておられると思いますが、昨日も、中小企業の争議にいろいろ暴力団介入の暴行された事件がここで陳述されました。その陳述を聞いておられますと、暴行が行われている現場においては、警備においでになっている警官は全然これを制止しない、それが終るとやつて来て、つまらないことをするとか、やめろとかいうようなことをやる。どうも扱い方が、警視庁の派遣警備警官の扱い方として理に落ちない、こういう陳述が多々ございましたが、この点について、警視庁側としてはどういうふうにお考えになつておられるか、一つ取締り方針をお聞かせ願いたいと思ひます。

○片岡参事人 お答え申し上げます。昨日のお答えした人というのは、私よくその關係を存じておりませんが、私が警備の責任者として部下に命じております方針は、暴力行為が現に行われておるといふような場合には、当然即刻行つて、そういう違法な状態を直ちになくするといふことをすべきでありまして、ただ、状況によりまして、それが違法な状態には至らないという場合には、鎮圧警備のやり方としては、争議に介入したという疑いをこりむらないように、十分冷静に沈着に事に当らなければならぬといふことを、常に命じておるのでございます。

○山花委員 昨日の細井化学の労働争議にいたしまして、愛世病院の労働紛争にいたしまして、それぞれ参事人から陳弁がございましたときに、ただいま私がお尋ねいたしましたような陳弁がなされたのでありますが、結局、暴力団に暴行を受けておるときは、警備に來ていらつしやる方がいて、手出しはしない、それが終るとやつてきて、まあというよりな、どうも見ていても緊要しておる感じがする、こういうような陳弁がございました。

ただいま警備の方針が明らかにされたのでありますが、そこでもう一つお尋ねしたいことは、清瀬の生光会の問題につきまして、たしか町議会の方にも、護国青年隊が徘徊しておることは不祥事の原因であるといふことで、田無警察の方へ取締りについていろいろお話に行つた、けれども、なかなか適切な対策を立ててくれなかつた、こういうようなことを言つておるのでございますが、そういうことがあなたの方に報告されておるかどうかという

ことを、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○片岡参事人 田無の町当局からそういう要請があつたことは、私は聞いておりませんが、護国団員とおぼしき者が入つておることは聞いております。しかし、そのやつております状況が、まだ警察事実として処置すべきものであるといふふうに考へておりませんので、先ほど申し上げました警備のやり方に關します根本方針に従ひまして、争議の介入と疑わしい行為にわたることをおそれまして、何にも措置をとつておりません。

○山花委員 こういう暴力団を雇い入れる場合、あまり近体名を明らかにせず雇い入れて争議団に對抗する、これが通例の一つのあり方でございますが、特に清瀬の場合には、はっきり護国青年隊といふような腕章をつけて、これが一応軍隊組織のような關係になり、護国団の機關紙も私の手元に入つておりますが「清瀬生光会病院の不当争議に出動す」といふようなことで、隊員の規律などをここに掲げて、おそれくこの新聞なども争議団員、付近にまい

たのであらうと思はれるのであります。が、ちよつと一、二を讀んでみましても、これは争議団員その他付近の町民にも、相当恐怖の觀念を与えるだらうと私は思ふのであります。「護国団々員は親子兄弟の契りをなし一心同体、相互扶助の實をあげんことを期す」といふような、少し近代離れのしたような文句を使つておられますが「護国団は善良なる国民大衆の味方となり金力、権力、暴力其他の不当圧迫よりこれを擁護せんことを期す」といふように書いて、その下にでかか大きな広告で

例の一人一殺井上日召といふような名前を書き散らした機關紙を發行しておるのであります。この機關紙の掲載の内容を一つ読み上げるひまもございませぬけれども、大体たゞいまの一事で万事を御理解願へばいいと思ひるのでございます。昨日から本委員会を参考人に御出席を願つて、これらの中小企業の紛争を調査して参りますと、ことごとくが暴力団が徘徊し、昨日の委員会でも各委員諸君が御承知のように、くりからもんもんを入れておるからいいとか悪いとか、さういふことは私は申し上げませんが、くりからもんもんを見せびらかして、おれは安い給料では來ていないのだ、おめえらの一人や二人といふようなことで暗に恐怖觀念を及ぼすような暴言を吐きながら争議団員に對抗しておる。こういう傾向が東京の都内において争議に行われるといふことは、これはゆゆしいことであらうと考へておるのであります。これらの問題に關しまして、警視庁當局また公安關係の關係當局においては、こういう傾向をどういふふうにお考えになっておるかといふ点の一つをお述べを願ひたいと思ひるのであります。

○片岡参事人 私は公安を直接担当いたしておるませんが、関連いたします問題でございますので、私からお答え申し上げます。

今お話しございました護国団といふものが、今お述べになりましたような傾向の団体であることは、私の方で承知をいたしておられます。先ほど申し上げましたように、この争議に護国団が行つておるといふ話を聞きましたので、今、山花委員がお述べになりましたように、たうなことが起るおそれが多分にあ

るといふことで、私は田無の署長に、その点は十分よく警戒をして、いやしくもそういう暴力事件が起るおそれのある場合、それらのことについては十分注意をして、犯罪予防の措置なり、あるいは起きた場合には鎮圧の措置を十分講ずるようにとつておることは、念のために申し上げておる次第でございます。

○桃沢説明員 先ほどから伺つておりますと、中小企業における争議といふものは、だんだん深刻になつて参つた感を受けるのであります。もともと中小企業の争議は、大企業の争議とは異なりまして、それまでに経営者側もあるいは労働者側も、争議になれていないといふ一面もあるようでござい

ます。従つて、労働争議のルールといふものが、お互いに守られにくいといふ点もあらうかと存じます。いずれにいたしましても、この労働争議をめぐつて、もしこれが暴力化するといふやうなことがございましては、これはゆゆしいこととございまして、私どももいたしましては警察側と協力して、そういう事態に立ち至らないやうに、また暴力事件が起りましたときには、これを看過しないやうに心がけておる次第でございます。ただ、山花委員の仰せられましたこの数種の争議の実態につきまして、まだ詳しい報告を受けておりませんが、まだ事件として檢察庁は一件も受理していない状況でございます。ただ、それらの点について、いたずらに看過することがないやうに、私どもとしても十分注意を喚起いたしておる次第であります。

○山花委員 ただいま経営者側の参考人は、護国団あるいは青年隊といふの

○山花委員　これは警視庁の方にお答え願う方が妥当か、あるいは公安課長さんの方にお答え願うのが妥当か、これは私ちよつとわかりませんが、護国団の発行している新聞に、井上日召の一人一殺という広告がよく出ておるのですが、ああいう広告は公安上どんなものでしょうか。公安を害するおそれありと見られるような広告であるか、あるいは別にそういうおそれなしというふうな御見解を持っておられるのかどうか。どこも私どもが見ますと、何か威圧を与えるような、公安を害するような気配がするのですが、取締りの関係当局においては、どういうふうにお考えになつておるか、どういふ感

ように、それが一つのテロリズムを表わしておるのではないかという心配を世に与えることは事実と考えます。ただ、私の記憶では、一人一殺というこの主張しておるのではなくて、かつての記録をまとめたものを「一人一殺」という題で著書にしておる、その著書の広告の文言ではないかと私は記憶しておるのでございますが、さようになりますと、現在井上日召氏が一人一殺ということを考えておるのではなくて、かつての井上日召氏の経歴をそういう題名の本にしたというにとどまるのではなからうかとも考えられる次第でございます。

○曾田政府委員 私どもの担当いたしております仕事は、医療の業務が十分に行われているかどうかという点でございますまして、その職員の待遇という問題につきましては、特別にとかくの意見を施設に対して申し上げておりません。

○山花委員 あなたのおっしゃる通り

り、医療の業務、これに関連する問題でございしますが、これらの紛争議の起きておるところの患者さんは、これは率直に申しまして、大なる迷惑を感じておられると思うのであります。ただいま患者さんの方から、当委員会の委員長あてでございしますが、陳情書も参つておるのであります。これは生光

○曾田政府委員　もちろん医療の業務を十分遂行いたしますためには、病院あるいは診療所の管理ということを十分やっていかねばならぬのでありまして、その意味におきまして、この物的

な設備等のみならず、人事管理ということについても、遺漏のないように仕事を進めていたということだが、管理者としては望ましいことでありまして、それに対する指導監督というようなことは、私どもとしてもなすべきものというふうに考えております。

○山花委員　いろいろお尋ねしたい点もたくさんございますが、他の同僚委員の方からも質疑があるそうでございますから、私の質問は一応これで終ります。最後に希望意見として申し上げますが、最後にも今日はおいでになりたい点は、労使の方も今日はおいでになっておりますので、一つ謙虚なる心境に立ち返っていただいて、これら

○中村委員長 松岡松平君。
○松岡(松)委員 勞使の方にお伺いしたいのですが、最初に佐竹和子さんにお伺いしたい。私はあなたの御発言を途中から聞きましたので、あるいはそごする点があるかもしれませんが、二、三点お伺いしたい。

この写真も御存じですか、何でしたら差し上げます。その写真の内容ですが、写真にとられている落書というのが、でなくて、乱暴書というのですか、その事実を御存じですか。

○佐竹参考人 これは組合員全部の怒りで承知をして書いたものですけれども、ここまで行くにはそれ相当の原因がありましてこれだけになったのです。その原因といいますのは、前々からのほとんど個人的な婦長の問題など

も多くでありますけれども、前から婦長の任迫に看護婦は会つたわけですよ。いろいろな点で、たとえば個人的に手紙が来ても、事務所に来るのですが、事実婦長の手元に渡り、婦長が検閲してからでないかと本人に渡さない、外泊とか外出の場合には一々許可書を取る。外泊する場合はパンパンである、そういうふうに自分たち看護婦を全然かばってくれない事実がありました。それで団交の場合には、私たち理事長さんに何回も申し込んだのですが、二回、三回とすつぽかされて、三回目ばかりやうと日曜日だったのですが、日曜日もちよと十二時から出てくるという覚書を取りました。それで、日曜十二時までに理事長さんがおいでになる

ということだったので、組合は全部待つていたのです。日曜日だったので、予定していた宝塚の切符五百円くらいのものでした人も五、六名おりました。それで待つていたが、七時になっても見えなかった。七時になりました。理事長さんが来なくて、田村さんという代理人がいらっしゃいました。覚書と全然別個な阿部さんを脅迫したことに對して、婦長を脅迫したことに對して謝罪せよ、そういう文面のものを持つてきました。それで私たちも、理事長さんを出してくれと田村さんに話したのですけれども、田村さんは、理事長は東京に行つて、全然会わせることができないとおっしゃいました。そのあとで、全部今までのことが爆発しまして、こういうことになったのです。

○松岡(松)委員 およそ争議にはいろいろ原因もあるでしょうが、この争議には、多くの婦人の従業員の方が参加しておられると思うのです。この写真にある文句を見ますと「山田追出せ」これは理事長ですね。またもう一つを見ると「山寅のめかけ出てゆけ」藤原由紀子バカヤロ「婦長の大め」とか、ちよつと常識的には考えられないような乱暴書が乱暴に書かれてある、しかも壁にですね。おそろくあと壁を手入れしなければ、直らないようなことをしてある。おそろく、これは私どもから見ると、暴力ですね。ストライキというのは、暴力とは私考えていないのです。あなたはこれを暴力とお考えになるか、お考えになりませんか。少くとも、争議としてこういう手段をとることが妥当であるとお考えになつておるか。あなたは先ほどか

ら、怒りだ、怒りだとおっしゃいます。怒りはけつこうです。怒りはけつこうだが、争議は少くとも社会的に認められたる手段を用いて行つていなければならない。社会的にけつこうなことをやつていいことかどうか、これを一つお伺いしたい。

○佐竹参考人 常識でいいますと、第三者の方がごらんになると、確かになるほどひどいとお思ひになるのは当りまえだと思ひます。ですけれども、私たちのあのときの氣持というものは、何というのですか、第三者の方には理解できない、いろいろな苦しい立場もあったし、それだけに感情的に勃発したことも事実です。そのあとで、壁のことに対しては、われわれ組合で消すということは、はっきり言つております。二万円くらいしかかからないといふこともちゃんと計算に入れてあります。

○松岡(松)委員 私の根底にお尋ねしたいことはそこなので、金は二万円で済むことかもしれない、壁塗りをして直るかもしれないが、およそ争議を行つて、これだけの手段を用いなければならぬという思ひ詰めたことだとおっしゃるが、これはどういふふうな思ひ詰めても、私どもから考えると、妥協な手段だとは考えられない。あなた方、思ひ詰めて団体交渉をなさう、要求を掲げて折衝せられる、けつこうです、大いにやつていただきたい。しかし、こういう手段は、いついかなる場合でも、争議の限界ではなくて、暴力の限界である。これに對して、あなたは少しも考へておられない。怒りが爆発した、感情のおもむく

まだまだから仕方がない、こうおっしゃる。その点どうですか。

○佐竹参考人 これは前にも団体交渉の場合に、理事者側から、組合側にあやまれ、そういうことを言われませんでしたけれども、私も個人的に返答できる問題でありませぬし、組合全体のそのときの意向にかけましたけれども、そう書かせた原因は、理事者側にあるのですから、両方であやまるのでなければ、私たちは悪いと言えないといふのが組合全体の答えです。

○松岡(松)委員 私は、国民の名においてあなたに聞いておる。私は企業者が代弁者ではない。これから企業者にもお伺いすることがあるのです。私ども冷静な国民の立場から見た場合、はつきり争議行為を逸脱しておると思ふのです。先ほど山花委員からもお話をあつたのでありますが、中小企業の争議には、幾多のこういう古い時代があつたような現象が出ておるということを描かれておるのをごさいます。これは、少くともこの病院の争議として用いらるべき手段とは考えられない。企業者との間に、あなた方利害が対立しておるから、あやまれ、あやまらぬと言ふ。それは交渉はあるでしようけれども、国民の前にあなたが答えになるときには、行き過ぎたといふことを言ひ得ないといふことはないでしよう。言えるのですか、言えないのですか。

○佐竹参考人 では、経営者と全然別個の問題として、かけ離れてお答えすればよろしいのをごさいますね。これは言つておかないといふのですが、経営者側の方でも二十名告訴しておるのです。私たち、それでうっかり悪かつた

とあやまると、それを認めて、何を口実にするかかわらないといふことは事実なんです。

○松岡(松)委員 よくわかりました。それで経営者側にお尋ねしたいのですが、阿部哲郎さんに、先ほどから伺つておられます、護国団というものは親戚筋ですか、関係筋ですか、そういうふうなお話が出てきておるのです。一体護国団というものは、客観的に見て病院の特殊関係筋とは思えないのですが、いかがでしょう。

○阿部参考人 お答えします。特殊関係人とは私申しませんが、理事長個人が過去においてつながりを持つておつたといふことなんです。護国団のある某幹部と個人的に親密であつたといふことで依頼したといふことであります。

とあやまると、それを認めて、何を口実にするかかわらないといふことは事実なんです。

○松岡(松)委員 大体似たことですが、関係筋ですよ。あなたはそういう言葉を使われても、真髓は関係筋ですよ。女が多数の病院内の争ひに、そういう勇ましい部隊を動員なさらないけれども、なればどういふ理由はどこにあるのか。そうでしょう、赤子の手をねじるように、若い婦女子を相手に争議をやるのに、鶏をさくに牛刀を用いるたぐいの感をお持ちになりませんか。もつとも、あなたは争議中においてならなかつたのかもしれぬが、これは一面私から見て、婦女子の方々が、先ほど怒り爆発したとおっしゃつておるが、ある意味において事情を拘すべきものがありますよ。そういう勇ましい、先ほど山花委員からも言われたように、巨体を怒らして迫つてこられれば、本の広告じゃないけれども、一人一殺といふような、聞いただけでもふ

るえ上りますよ。私は二十三貫ありますけれども、それを聞いただけでふるえ上りますよ。生ある者は、みな生きたいのですから、殺されてはたまらない。そういう人まで使つて押えつけないければならぬといふ必要が一体どこにあるのか、ほんとうに伺ひたいのですよ。これだけの争議に、山田理事長ともあるものが、一話話がつけられないわけはないでしよう。一つあなたのほんとうにお考えになるところを聞かせて下さい。今後こういう問題はたくさん出るかも知れません、大いに参考になることでもありますから。

○阿部参考人 お答えいたします。この紛争は、当経営者対従業員だけの紛争でないといふように、私どもは解釈しておるのであります。といひますのは、どうもへ理屈になりそうなので、まことに私自身遺憾に思つておるのです。が、実は外部の団体が非常に病院内に入つてきておりました、たとえば交渉を持つ場合、ほとんど私が一人で何十人を相手に話し合ひするのですが、実に終始議論然とする状態でした、もう暴力一歩手前の言動をもつて、私はおどかされておるというふうな状態であつたわけなんです。特に二十一日午後五時半から翌二十二日朝四時まで十時間半、完全につるし上げを受けまして、一歩も外へ出してくれなかつた。たとへば、トイレに出かけるにも、二、三名の者がうしろへついてくる、玄関先へ立ちどまつたならば、そでを引っぱられるというふうな状態、あるいは私が部下の者をして使ひに出そうと思つても、それを連行して私のおる部屋まで連れてこられたというふうなことでして、明らかに監禁状態であつた

わけです。決してそういう状態になつたから護国団を雇つたのじやありませんが、当時の大乗の考えからしまして、これはとても病院の秩序を守るためには特別警備員を置かなくちゃならぬという考えから置いたわけでして、しかも決して挑発的な態度に出ようという考えのもとに置いたわけでございせん。今ここで私が申し上げますことは、松岡委員のおっしゃる通り、確かにあるいは行き過ぎであつたとも考えますので、今後はこの点十分考慮してやつていきたい、そう考へております。

○中村委員長 ちよつと松岡君、お待ち下さい。御報告申し上げたいことがございせん。

本日午後二時半、金属鉱山関係の大手六社の争議が円満に解決いたしました。いろいろ委員会御心配をいたしましたのでお知らせいたします。電話が、日本鉱業協会北里総務部長よりあつたのでございせん。

○松岡(松)委員 今ほど阿部さんから率直なお言葉をちょうだいいたしました。たが、私最後に、阿部さんにも佐竹さんにも聞いておいていただきたい。阿部さんの方からすれば、多少恐怖錯覚症にも陥つていられる点が多々あつたがもしれない。またこれだけの争議に護国団を使つべき筋合いはありません。またあなたの方でもちよつと行き過ぎが多い。次に、外部の人々があなた方をあまりに応援し過ぎた。また組合側も、その外部の団体を誇張して宣伝し過ぎたという事情も多少そこに介在しているのではないかと考へられる。これは多くの争議にありがちです。企

業者と働く人の側が裸になつて話をすれば、大抵のことは片づくもので、それはそれを応援団がつきまゝと、ものごとはどうもよくわき道にそれていつてしまふのです。ことに話を伺へば、まだ争いは解決されていないと承わります。また刑事問題云々ということも言われておる。これは企業者におかれども、あまり被害妄想に陥らないで、もつと率直に話を進められて、かような争ひはすみやかに打開せられんことを切に希望するものであります。ことに、そういう暴力を主体内容とするかしないかわかりませんが、社会的に見て、おそろく暴力を一枚看板にするがごとき評のある団体を使用せられるよりは、そういう多数の者が入つて取締りがきかぬならば、柔道五段の人でも雇つて門衛に置きなさい、守衛に置きなさい。りっぱに給料を払つてそういう暴力を鎮圧してもらふ。なぐられたら警察に行きなさい。そのために警察がある。何のために警察の力を頼まないのであるか。一つなぐられてみるのですよ。犠牲になぐられなさい、大したことではないです。事務長のあなたを見ても、なぐつてみても一つも痛くもかゆくもないと思ふ。そういうところ、一発ならぬを雇ふことをおそれて、そういう団体を雇ふよりも、なぐられて警察の援助を頼む方が、よほど合理的です。私はこの点を付言して反省を求めてやみません。

○中村委員長 滝井君。

○滝井委員 阿部さんにお伺いします。生光会は、発足の当初は普通の結核療養所であつたと思ふのですが、さいぜんの御説明でも、そういうことで発足したということになるのですか。

○阿部参考人 最初は、生光会清瀬療養所は結核療養所として発足したわけですが、大抵のことは片づくもので、それはそれを応援団がつきまゝと、ものごとはどうもよくわき道にそれていつてしまふのです。ことに話を伺へば、まだ争いは解決されていないと承わります。また刑事問題云々ということも言われておる。これは企業者におかれども、あまり被害妄想に陥らないで、もつと率直に話を進められて、かような争ひはすみやかに打開せられんことを切に希望するものであります。ことに、そういう暴力を主体内容とするかしないかわかりませんが、社会的に見て、おそろく暴力を一枚看板にするがごとき評のある団体を使用せられるよりは、そういう多数の者が入つて取締りがきかぬならば、柔道五段の人でも雇つて門衛に置きなさい、守衛に置きなさい。りっぱに給料を払つてそういう暴力を鎮圧してもらふ。なぐられたら警察に行きなさい。そのために警察がある。何のために警察の力を頼まないのであるか。一つなぐられてみるのですよ。犠牲になぐられなさい、大したことではないです。事務長のあなたを見ても、なぐつてみても一つも痛くもかゆくもないと思ふ。そういうところ、一発ならぬを雇ふことをおそれて、そういう団体を雇ふよりも、なぐられて警察の援助を頼む方が、よほど合理的です。私はこの点を付言して反省を求めてやみません。

○阿部参考人 率直に申しまして、財団法人組織にしまして、種々なる医療診療以外の企業も営むという想定のものと、財団法人の組織に切りかえたわけです。

○滝井委員 その財団の理事には、どういふ方が名を連ねておられますか、それを御説明願ひたいと思ひます。おそろく財団というものは、主としてその理事が中心となつて運営をせられておると思ふのです。全部わからなくても、おそろく有名な人がおられると思ひますが、二、三名前をあげて下さい。

○阿部参考人 理事は現在五名おります。山田寅次郎理事長、それから山田末野常務理事、石原勝、これはお医者さんでございせん。それから藤鶴徳二という方がおります。これは病院に勤務してありますが常任しておる理事でございせん。それから吉本理一、これは病院以外の企業をしておる者ですが、この五名で形成されております。

○滝井委員 この財団に切りかえるには、いろいろな事業をやるために財団に切りかえた、こういうことですか。今まで、財団に切りかえる前に相当の所得があつて、相当の税金を払つておつた、こり思ふのですが、財団に切りかえることによって、これは財団法人です。無税になつてくる。従つて病院の経営というものは、相当よくならなければならぬと思ふのです。佐竹さんに御質問しますが、あなたは財団に立つた前からお勧めですか。

○佐竹参考人 はい。私は六月病院が発足いたしました。七月に入りまして、その場合も、財団法人だということとは最初から言われて入りましたわけですが、最初から財団法人だと思つておりました。理事長はそう言つて私を採り用いたました。

○滝井委員 これが財団法人になつたのは、昨年の三月十日になつた。あなたはそれ以前からお勧めになつていらつしたのですか。

○佐竹参考人 それ以前です。

○滝井委員 どうも昨日みたいに話しが食い違ふのですが、財団の場合は税金なんか何も払わないのです。従つて、その経理内容というやうなものは、普通のいわば私的な病院の経理内容とは、非常に違つてくると思ふのですが、あなたの方の待遇の方で、昨年三月に財団になつた後の状態とそれ以前の状態とは、何ら変つておりませんでしたか。

○佐竹参考人 別に変つておりませんでした。ただ六カ月たちますと三百円ずつの俸給が増すといふことだけはちよつとあつたのですけれども、それを守つてもらへる人と守つてもらへない人があつて、別にそれ以上変つたことはございせん。

○滝井委員 これは阿部さんにお尋ねいたしますが、この病院は、入院患者なりあるいは外来でやつてくる患者さんは主として結核でしよから、生活保護の対象者あるいは健康保険の対象者が多いと思ひますが、大体そういう状態ですか。

○阿部参考人 大半が、九割までは健康保険の被保険者になつております。その他は生活保護でして、いわゆる施療の患者といふのはほとんどありません。あつても、一人か二人だといふ状態です。

○滝井委員 健康保険の患者さんが多いといふことではございせんが、最近御存じのように、健康保険は非常に赤字になつております。それから生活保護等も、予算の関係で相当の引き締めが行われております。従つて、多くの財団でできている結核療養所といふものは、最近経理内容が非常に悪くなつておる傾向が出てきておると思ふのですが、あなたの病院は、特に最近そういう傾向が見えてきておると思ふかどうか。依然として隆々——ベッドも満員ではないといふでございせんが、この二百四十のベッドに百三十名の患者しかいないという状態のようにあるのか、最近非常に入院の患者の減少傾向が見えるというやうな傾向がありますか。

○阿部参考人 大体においてその通りでございせん。減少の傾向にありませんでした。

○滝井委員 医務局長さんにちよつとお尋ねしたい。実は昨日も同じやうな財団法人の結核を取り扱つたのですが、本日の生光会も同じやうに結核なのです。そうしますと、従業員は、雇われるときは多く国家公務員と同じだとか、非常にいい条件で初めは雇われておる。ところが、だんだんやつていくうちに、その条件はともなひも満たしてない。昨日の満ちたしていません。おそろく今日の、初め入るときはい

い条件で入れてくれたのでしようが、行つてみると、就業規則もなく給料の明細書もないということなのです。先ほど局長さんは、自分の方は、給料なんといふものではなく、病院の管理がうまくいっているかどうかということだとおっしゃいましたが、結局医師あるいは看護婦、薬剤師等の入るときは条件と、入った後の条件は、がらりと違つておるといふことになれば、当然そこに医療の能率が上らないで、医療の内容の低下を来たすことは明らかなのであります。というのは、看護婦さんにしても、医者にしても、約束の給料がもらえないということになれば、労働能率が自然に落さなくても落ちてくる。また経営者にしても、今御説明になつたように、最近健康保険にしても生活保護にしても、財政状態が悪いために患者が減つてくる。そうすると、おそれる財団法人に切りかえたといふことは、いろいろ多くの事業もやろつといふこともあるが、これは税金がなくなるといふ一つの魅力があつたと思つたのです。で、そういうことでやつたのでしようが、財団に切りかえてベッドをふやすことになれば、おそれるいろいろなところから借金を負つてきておると思う。そういう利子も、まあまあ患者がふえるであらうといふ期待を持つてやつたのだが、ふえないといふことになれば、高い金利で病院の施設の費用は払つていかなければならぬ、金利として取られていく。そうすると、どうしてもそのしわは従業員なり患者に寄つてくるという形が出てきておる。現在の日本は、すでに二十万以上の結核療養所のベッドは充実してきた。ところが、実際にそ

の運営が全面的に充実した形で行われ、ないという姿が至るところに出てきて、いるといふことなんです。これは水山の一角として、こういう結核財団に、いわば争議の形として現われてきていると思つたのです。こういう点は、今後の日本の医療行政、特に結核行政を推進する上においては、私たちは注目をしなければならぬ問題だと思つたのです。すでに国立自体においても、これはある程度の行き詰まりが出てきていると見ていますが、すでにこういう民間の二百五十、三百というベッドを持つておる療養所においても、すでに労働争議の形で端的に病院の経営自体が行き詰まりの状態が出てきているといふことなのです。これは明らかに日本の健康保険が赤字であるとともに、私が主張しますように、日本の医療機関全体が赤字であるといふことです。健康保険だけでは解決しない、もはや医療単価の問題と政府がまづこころから取り組む以外にはだめだといふ状態が出てきているといふことです。これは先般も病院協会の神崎博士が指摘されたように、日本の病院自体が、もはや赤字のために死の十字路の上に立つておるんだといふことを言つておりました。そのしわ寄せは、病院の従業員が過重の労働をやつておる、朝から晩まで働き、休む暇もないといふことが、病院の委員長から出ておる陳情書の中にでも出ております。病院の従業員にしがが寄らなければ病院の建物施設にしがが寄つてきておる。おそれる雨が漏つてもそのままで、こころいう変つた形です出てきておると思つたのです。これは医務局長さん、あなたはどうお考えになりますか。これは私は重

大な労働問題として取り上げたのですが、即日本の医療問題にも、これは重大な関連を持つておる問題だと思つたのです。こういう点について、まずあなたの御見解をお伺いしたいと思つたのです。

○曾田政府委員 今日におきまして、日本の全般的な医療の普及程度あるいはその内容の水準といふようなものが十分であるかどうかといふ問題につきましては、非常に不満足な点が多いのであります。今後に期待しなければならぬところが、はなはだ多いと思つておるのであります。その意味におきまして、ベッドの増床あるいは病院の増設、あるいはその内容の設備の改善といふようなことに努めて参らなければならぬといふことは、考へておるのであります。それに対して、それではその医療費の負担といふものが、いかようにしてまかなわれていくかといふことは、きわめて密接に結びついた問題でありまして、ただ片一方だけ、すなわちただベッドだけをふやしていけばいいといふようなものではございませんで、実際にその医療費がいかにするようにしてまかなわれていくか、またその方法といふようなものを十分に検討しながら、この医療機関の増設擴張といふことをはかつていかなければならぬといふ御意見に對しましては、私も全く同感でございます。

○滝井委員 昨日からいろいろ参考人の方の意見をじつと聞いております。結核といふものが私は食べ物にされておりはしないかといふ疑い、どうも持たざるを得ない感じがするので、たとえば、医者でない人が財団を作つて、そうして大きな国の財産の払

い下げを受けたり、あるいはまた今までの普通の病院であつたものが、財団に切りかえて、そして結核で一もつけしよ、形は財団の形をとつておるが、どうもそういうニュアンスが、日本の結核対策という波に乗つて出てきておるのではないかと感じがするので、私はこの財団法人で結核を取り扱ふものについては、相当検討を要する時期が来ておるんじゃないかと思つたのですが、局長はどうお考えになりますか。

○曾田政府委員 この点につきましても、私もいろいろ複雑な事情が存在するといふふうに考へております。ただ単にベッドがふえればよろしい、どこにふえてもよろしい、またいかなる形においてふえてもよろしいといふふうにも考へておらぬのであります。ことに公益法人といふふうにと認められまして医療事業が行われるといふことについては、よほど慎重に考慮しなければならぬといふふうに考へておりました。この社会福祉法人の認可は、本省におきましては社会局、地方は多くは民生部あるいは民生局等で取り扱つておるのでありますが、私も直接にこの相談をいたしております社会局の方には、その意向を伝えまして、これを許可する場合には、嚴重に実態をきわめてから、また将来の仕事の発展性といふようなもの、あるいはその性格等を十分吟味して認可するといふふうにご話しております。社会局の方もおおむね私どもの方の考えをうとしておる事情であります。

○滝井委員 私は、やはり今後財団法人で特にこういう結核を扱うものにつ

いては、相当検討を要すると思つた。

次に、阿部参考人にお尋ねをいたしたいと思つたのであります。あなたの病院では、看護婦とかいろいろこういう方々の給料から、税金は当然源泉徴収しなければならぬと思つたのですが、それはお払いになっておりますか。

○阿部参考人 払つておると私は考へております。

○滝井委員 佐竹さんにお尋ねします。あなたの方は、まあ安いは所得税を取られないと思つたのですが、しかし所得税は取られなくても、市民税は取られるはずで、東京では区民税と申しますか、それを取られるはずですが、あなたの方が給料をもらつた場合に、その給料袋から、多い人は、たとえば医者のなかには所得税、区民税を取られる。あなたの方は、少くとも区民税は取られると思つたのですが、そういう源泉徴収をされておりますか。

○佐竹参考人 これははっきりした明細が、いまだにちゃんと書いていないのですけれども、ただ所得税として、私の場合四百九十円と書いてあります。ですけれども、何か税務署でこの間調べに来たとかいつておりましたから、果して払つておるかどうかかわかりません。ただ明細書には、四百九十円取られるといふことが書いてあります。

○滝井委員 佐竹さんにお尋ねします。が、所得税のほか、健康保険とか失業保険とかといふようなものもあるだろつと思つたのです。組合までお作りになつておるのだから、そういうものは引かれておるませんか。それから、今所得税とおっしゃいましたが、たとえ

百何ガしを取られておるといふことですが、この辺の事情なんかは、あなたは病院の事務長さんですから、そういう所得税、区民税というよりなもの、は、当然あなたの手元で一括して源泉徴収されておらなければならぬと思うのですが、それとも所得税という内訳の中でやっておるのですか。こういうことは、明らかに労働基準法の中にもあるように、本人の給料袋にきちっと書いて取るべきだと思うのです。あなたは事務長さんですから、当然そういうことはおわかりになっておると思うのですが、その辺はどうでしょう。か。

実はここに出ておる、これはその病院から出た、いろいろ労働条件なんか書いてあるものですが、その中には、税金も引かれておらないし、明細書もわからないということを実は書いてきて

○阿部参考人 まことにはつきりした
答弁ができませんで、申しわけござい
ませんが、先ほど申し上げました
ように、先月の十八日から私やつて参
りまして、実は事務的な不備がありま
したので、これを早急に組織を作るべ
く実は参ったわけですが、たまたま争
議の紛争の最中であつたものではな
ら、そういう細部のことまで、まだ私
深くタッチいたしておりませんので、
責任のある御返事ができかねます。
○滝井委員 きわめて大事なところを
御答弁ができませんので、遺憾ござい
ます。

最後に一つお尋ねいたしますが、さ
いぜん護国団を雇われたということ
ありますが、大体幾らくらの給料で
護国団というものを雇ひになつた
か、これはあなた就任の後のことだろ

ねいたしますが、お宅では正規の免状を持った看護婦さんは、患者を何人受け持つのでございますか。

○佐竹参考人 一人、大体七人ぐらいを受け持つております。

○岡委員 それは二交代ですか、三交代ですか。

○佐竹参考人 結局当直制ですから、二交代みたいなものになっております。

○岡委員 常勤の医局員は何人おられますか。

○佐竹参考人 常勤の医局員は女医さんが一人で、あと八月まで当直ですけれども、その方が今臨時に毎日来ていらつしやいます。ですから、今の間だけは二人ということになります。

○岡委員 医務局長にお尋ねいたしますが、今お話を承わりますと、つい最

おわかりでないのだからけれども、病院としては、そういうことは許されないことであります。少くとも財団法人として、二百五十もベッドを持った病院としては、最低でそれぐらいの医師が必要であるということは、これはあなたは病院法をお調べになれば、すぐおわかりになるはずであります。そういうインタンなんかで臨時にアルバイトに来ておるお医者さんなんかで、いかげんに定員をそろえるということは、非常に病院経営の不健全さ、患者に対する不親切さがあると思います。

それはそれでいいとして、その医局員に対する手当は、その二人ないし四人の平均の月給は、幾ら払っておられますか。それから、看護婦に対する平

なっております、食事付になっておるわけです。ですから、これは一日百円の計算でやっておりますので、三千円アップということになります。

私の俸給は、今ここで申し上げるのはどうかと思いますので……。医局長は三万円、事務局長は理事長が兼務で、理事長の俸給は三万円になっております。

○岡委員　うがった質問をして、ほんとうに恐縮でした。佐竹さん、どうですか、今の医局員の待遇は、阿部さんのおっしゃったようなものですか。大体系人の頭数も違うようだが、どういふものですか。

○佐竹参考人　医局の方は待遇がよろしいんです。一日おきに三人来られるのも事実です。それからポインント、ポインントの押え方が非常に上手です。常

勤の医局員は確かに高給です。ほかの、特に雑役の方は二千円とか三千円とか、それから新制中学を卒業した人は三千円とか、そういうふうに計算が多いのです。

○岡委員 患者特に結核患者は、申し上げるまでもなく、給食の方が非常に大切な問題になってくるわけですが、給食の方はどうですか。金銭的な数字は別として、佐竹さん、あなたは患者に接されて、給食問題について、いろいろ希望がありませんか。これは公正な看護婦の立場から見ても、結核療養所としてはこれでいいとか、足りるとか、そういう点はありますか。

○佐竹参事 患者さんの件では、私、特に病棟の責任者として、よく食事のことは見ているのですけれども、すぐ量が足りない場合が多々あったんです。そういう場合は、直接炊事へ行っただけで済んだこともありました。それで何とか補ってありますけれども、このごろ患者の方で、国立ですと、何か牛乳が一日のうち一回は必ず出るとか、それから生卵がつくとか、そういうような不平が出ておりますが、うちではそれを実行しております。

○岡委員 どうせ現場でも見せてもらわなければ、よく私も判断がつかないのですが、これはやはり滝井君がさつき指摘したように、現在の結核行政というものが、ベッドを作る、あの維持についてはあまり関心がない、少くとも裏づけとしての保証が営まれていないという点。これは単価とかいろいろなものに關係するでしょうが、そういう点が一つです。それからもう一つは、財団法人の名のもとに、

結核を中心とする医療事業があるが、それが財団法人の公共性のもとに運営されておらないのではないかと。ところが、今の医局員の陳述の中に何か看取されるのです。そういう点、これは曾田さん直接の所管ではないのです。これはいづれ委員会として問題になると思うのですが、私どもの希望としては、やはりもう少し、ベッドを作った、その後の維持運営に關する手当、あるいは財団法人として許可をするという場合の条件というものは、架空な条件を——どうせそれは当の民生局が衛生局が認めるのでしょ、これはやはり相当はつきりとした具体的な保証をとってやる、また事実上そういう約束がほごにされたというふうな場合は、これは取り消しをやるのでしょ、局長さんどうですか。

○曾田政府委員 もちろん病院を作り出すときには、医療法の基準がございします。それからただいまの財団法人並びに特に福祉法人というものにつきましては、大体社会局の方で基準を持っております。それに沿っております。上は、そのほかの点もあわせ考えて、認可を与えていこうと思ひます。にもかかわらず、その後その認可の条件を十分に満たしていない運営が行われていくというところになります。注意をうけて、それが再三この訂正の機会があるにもかかわらず、直つておらぬというところになります。認可の取り消しというふうなこともできるはずでございます。

○岡委員 こういう事態がたまたま昨日も今日もこうして、いわゆる財団法人名で結核のみを、あるいは結核を中心に医療事業が行われておる中に、今

申し上げたような事実があるわけなので、この際やはり厚生省としても、せつかく結核の予防に力こぶを入れるならば、この際許可の際には、福祉法人だけは一つの基準をうけてそれを勵行せしめる、しかし、医療法人なり財団法人なりで公衆衛生局所管になればこれは野放しだというわけにはいきまじやないと思うのですが、そういう点で、いづれこれはあとで問題にしたいと思ひますけれども、医務局として、やはり医療法に基いて適切な監督行政の責任があるわけですから、十分今後ともお考え願ひたいと思ひます。

○中村委員長 次に足利療養所の問題について、神田委員より発言を求められておりますので、これを許します。神田大伴君。

○神田(大)委員 時間がありませんから、簡単に御尋ね申し上げたいと思ひますが、国立足利療養所におきまして、所長の退任を含めた十四、五項目の要求を出しまして、ストライキといひますか、患者のレジスタンスが行われておるのでありますが、これに對しまして、私どもの足利に参りまして、結核にかかつておる患者の方々が、所長の部屋の前には入り込みをするというふうな事態になりましたものですか。私は仲介に入りまして、すわり込みというふうなことに對しましては、説得いたしまして一応やめさせたのでございしますが、こういうふうな状態に陥りましたにつきましては、私はたくさんの国立療養所そのものに対する欠陥があると思ひます。この点等につきまして、医務局長に根本的な原因につきまして御考慮願ひたい、こう

思ひまして緊急質問するわけでございしますが、この足利療養所の患者の要求に對しまして、二月末から五月にかけまして、再三にわたつて医務局にいろいろ要求が出ておつた。しかも、医療に對する患者の不信が最大原因であると思ひます。この点につきまして、どういふふうな要望書に對しまして、厚生省は今まで手を打つておらなかったと思ひます。これに對しまして、どういふふうにお考えになりますか、御質問申し上げます。

○曾田政府委員 足利の問題につきましては、私も最近に至りますまで詳細な事情を存知しておらなかったものであります。患者の側からこの職員、特に医師でございしますが、医師のある者に対して不信の意向と申しますか、これを申し述べられておつた。所におきまして、その当否というふうなことに對していろいろ吟味しておるというふうな事実はございしましたが、それ以上に詳細なことに對しては、最近に至るまで存知しておらなかったやうな次第でございします。

○神田(大)委員 足利国立療養所は、二十七年におきましてこのやうな問題が起きました。仲介者が中に入りまして、この騒ぎが一応ケリがついたのございまして、再びこのやうな問題が起きたのでございします。このこまかいことを申し上げると時間がかかりますので、後ほど療養所の今後の動きによりまして御質問申し上げますが、それでは、一体足利療養所の所長の退陣の要求を含めた十四、五項目の要求書は、大体おわかりだと思ひます。この点等につきまして、医務局長

さんはどういふふうにお考えになっておりますか。

○曾田政府委員 このいわゆる十五項目の要求というものは、ただいまは私存しておるわけでありまして、その中には、療養所の性格というやうなものから参りまして、必ずしも患者さんの言われる通りに、直ちに実施できるという筋合いでないものもございします。中には、こちらでも考えております線と同様な要望が出ておるのでございまして、いろいろ措置を講ずるといふことにいたしました。敏速にそれがいかに、そのために患者からいろいろ不満の聲が起つたというやうな事情があると思ひまして、その点につきましては、私も非常に遺憾に存じておる次第でございします。その事情に對しては、療養所にいろいろと事情をただいまのところ聴取いたしてあります。まだこまかい報告を受けております。私が、私もただこの際ちよつと奇妙に思ひましたのは、いささか私どもの部内の恥をさらすやうなことも、患者から今のやうな要求書のようなものが送られて来ておるのです。それから先生方のあるところにもいろいろお送りしてあるやうなふうになっておるやうです。また地元のあるやうな機関に對しても送付されたやうな事情があるやうであります。にもかかわらず、療養所の所長はそれを見ておらない、また所長に對してそういうやうな要求をしたことを聞いておらないというやうな、非常に奇妙な事態がございまして、どういふ事情なのかというやうなことを、私もただいまいろいろ調査をいたしておるやうな次第でございします。

○岡委員 非常に奇妙な事態がございまして、どういふ事情なのかというやうなことを、私もただいまいろいろ調査をいたしておるやうな次第でございします。

○神田(大)委員 これは現実に起つて
いる問題でありますので、厚生省の方
で善処してもらへるものと思ひますけ
れども、とにかく医者と患者の問題
で、命を預かる医者に對しまして不信
任を出すというよりは、よほど
のことであらうと思ふのでございま
す。その一つの例といたしまして、あ
る患者が、足利療養所には外科医の人
がおりませんので、外科手術のとき
に、内科関係の医者がやつて、間違つ
て肋膜に指を入れて、しまつたとい
うようなことを言つていたとか、ある
は十四項目が十五項目にわたるところ
の、医術に對する不安といふか、そ
ういふものが出ておりますので、これ
は国立療養所の医療陣そのものに對
する問題が含まれてゐるのではなから
うかと思ふのでございますが、たとへば、
足利のような不便なところへは医者は
どうせ来ないのだ、そういういい医
者が来ないというやうなところから、
何か医療に對する患者の不安が、この
争議のおもなる原因ではなからうか、こ
ういふやうにわれわれは考へるので、
この問題に對しましては、たくさん
の問題が残つておると思ふのでござい
ます。しかし、局長は今詳しくわか
つておらないといふので、詳細に一つ
検討を加えて、これに對しまして善
処してもらひたい。しかも、所長の退
陣といふやうなことに對しましては、
われわれも非常に遺憾なことだと思
つております。そういうことは表面に
出すべきぢやないといふことを、再三
にわたつて説得したのでございま
すけれども、その問題につきまして、
患者側として、は非常に強硬であ
ります。われわれといたしましては、
そういうことでなし

にこれを解決すべきであらうと思ふの
でございすけれども、しかしながら、
前にこゝういふ問題が起きたにもか
かわらず七年の長きにわたつて、また
再びこゝういふ問題を起してゐるとい
ふやうな所長を一つの療養所の所長と
して置くといふやうなことは、やはり
行政措置としてどうかといふやうな
点も考へられるので、この点は微妙な
問題がありますから、ぜひ善処を願
ひたい。こゝういふふうに申し上げ
まして、後ほどこの推移を見まして
お尋ねを申し上げたい、こゝう考
へる次第であります。

○中村委員長 次会は公報をもつて通
知することとし、本日はこれにて散
会いたします。

午後四時五十四分散会

昭和三十年六月二十五日印刷

昭和三十年六月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局